

金融改革プログラム

— 金融サービス立国への挑戦 —

平成16年12月

金 融 庁

目 次

1. はじめに

2. 具体的施策

I. 活力ある金融システムの創造

(1) 利用者ニーズの重視と利用者保護ルールの徹底

- ◇ 多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計
- ◇ 金融実態に対応した利用者保護ルール等の整備・徹底
- ◇ 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実
- ◇ ペイオフ解禁拡大の円滑な実施

(2) IT の戦略的活用等による金融機関の競争力の強化及び金融市場インフラの整備

- ◇ IT の戦略的活用
- ◇ 市場機能の充実と市場の信頼性の向上
- ◇ 金融機関のガバナンス向上とリスク管理の高度化を通じた健全な競争の促進

(3) 国際的に開かれた金融システムの構築と金融行政の国際化

- ◇ 金融の国際化・構造変化に対応した制度等の構築
- ◇ 金融市場の国際的地位の向上に向けた取組み
- ◇ 金融行政の国際化と国際的なルール作りへの積極的参加

II. 地域経済への貢献

- ◇ 地域の再生・活性化、中小企業金融の円滑化
- ◇ 中小・地域金融機関の経営力強化

III. 信頼される金融行政の確立

- ◇ 金融行政の透明性・予測可能性の向上
- ◇ 行政の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進

1. はじめに

わが国の金融システムを巡る局面は、「金融再生プログラム」の実施等により不良債権問題への緊急対応から脱却し、将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面（フェーズ）に転換しつつある。「金融システムの安定」を重視した金融行政から、「金融システムの活力」を重視した金融行政へ転換すべきフェーズと言っても良い。また、金融のIT化が進むとともに、経済社会全体においてもインターネット取引の比重が高まっている。今後の少子高齢化、経済のグローバル化の更なる進展に的確に対応し、わが国経済の持続的成長に資するためにも、構造改革の一環としての金融改革の具体的プログラムを以上のようなフェーズの転換に即して考える必要がある。

将来の望ましい金融システムのあり方としては、金融商品・サービスの利用者が、いつでも、どこでも、誰でも、適正な価格で、良質で多様な金融商品・サービスの選択肢にアクセスできる、ということが考えられる。また金融商品・サービスを提供する金融機関等にとっても、便利でかつ余分なコストをかけずに、その能力を十分に発揮し収益性を上げつつ、利用者を満足させることができる金融システムが理想である。換言すれば、利便性、価格優位性、多様性、国際性、信頼性に優れ、利用者が手軽に分かりやすく自分の望む金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の満足度が高い金融システムと言うことができる。

このような金融システムを作っていく上で、極めて大きな役割を果たすのがITである。インターネット等の新たなチャネルを通じた便利なアクセス、早くて効率的なサービスの提供及び資金決済、正確で信頼できる情報の迅速な提供など、ITによって利用者の満足度を向上させる余地は非常に大きい。今後、ITの戦略的活用により、販売チャネルの多様化等に伴う利便性の向上、事務コストの低減等を通じた金融機関の収益性の向上等が進展し、望ましい金融システムが実現していくことが期待される。

これからの金融行政は、「安定」から「活力」へというフェーズの転換を踏まえつつ、利用者の満足度が高く、国際的にも高い評価が得られるような金融システムを「官」の主導ではなく、「民」の力によって実現するよう目指す必要がある。我々はこのような取組みを敢えて「金融サービス立国への挑戦」と名付け、そのためのプログラムをここに策定した。「金融サービス立国」の実現に向けて、金融行政が今後2年間の「重点強化期間」に実行すべき改革の道筋（ロードマップ）を示すのが、このプログラムの目的である。

こうした改革を通じて、わが国金融市場が国際的に見て魅力の高いものとなり、間接金融に偏重していたわが国金融の流れ（マネーフロー）が、直接金融や市場型間接金融を活用した国民に多様な良質な金融商品・サービスの選択肢を提供できるものに変化していけば、資産運用手段が多様化・効率化し、「貯蓄から投資へ」の流れが加速される。これにより、銀行にリスクが過度に集中する構造が是正され、リスクに柔軟に対応できる経済構造の構築にも資するものと考えられる。

このプログラムにおいては、以下の5つの視点から、今後進めるべき改革の内容を整理した。

- ① 民間活力を引き出し利用者利便を向上させるための制度設計と利用者保護ルールの整備・徹底（利用者ニーズの重視と利用者保護ルールの徹底）
- ② ITの戦略的活用等による金融機関の競争力の強化及び金融市場インフラの整備
- ③ 国際的に開かれた金融システムの構築と金融行政の国際化
- ④ 活力ある地域社会の実現に寄与する金融システムの構築（地域経済への貢献）
- ⑤ 市場規律を補完する信頼される金融行政の確立

「金融サービス立国」を「民」の力によって実現するためには、フェーズの転換を契機として、今後における金融行政当局の基本的な姿勢を明確にしておく必要がある。

今後の金融行政当局の基本的姿勢としては、

- ① 金融行政は、市場規律を補完する審判の役割に徹すること、
- ② そのため、現行規制を総点検し、不要な規制を撤廃するとともに、金融行政の行動規範（code of conduct）を確立すること、
- ③ その一方で、利用者が不測の損害を被ることのないよう、必要な利用者保護ルールの整備と徹底を図ること、

が求められる。また、金融行政には、行政の一層の透明化とともに、ITの活用による電子政府の推進を通じた行政の利便性向上と効率化においても先進的な役割を果たすことが求められる。

本プログラムの施策の実施については、今年度内にできる限り速やかに具体的なスケジュールとして「工程表」を策定し、公表する。

また、このプログラムに盛り込まれた改革が着実に実施されることにより、金融商品・サービスの利用者にとって望ましい金融システムが実現していくよう、フォローアップを行う。その際、例えば国民の資産運用の選択肢が増大した結果、個人の金融資産が多様化しているか、国民の金融商品・サービスに対する満足度が向上しているか等をモニターする。

2. 具体的施策

I. 活力ある金融システムの創造

(1) 利用者ニーズの重視と利用者保護ルール of 徹底

◇ 多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計

- 利用者ニーズに応じて多様で良質な金融商品・サービスが適時適切に提供されるようにするため、金融業への新規参入を促進し、公正なルールの下で金融業における健全な競争を促す。また、金融機関の製販分離や販売チャネルの拡大を容易化し、多様で良質な金融商品・サービスをどこでも便利かつタイムリーにワンストップで購入できるようにするなど、利用者利便の向上を図る。
 - 金融商品・サービスの提供・販売体制の充実
 - ・ 金融商品・サービスの販売チャネルの拡大、保険商品の多様化と価格の弾力化の推進
 - ・ 公正な競争を促す適正な比較広告の容認
 - 銀行等の参入形態の多様化等
 - 金融機関の店舗等施設の有効活用
 - 不動産担保・保証に過度に依存しない資金調達手法の拡充
 - 市場参加者のニーズに応え、健全な競争と新しいビジネスの開拓を促すための現行規制の総点検及び規制緩和の推進（金融商品・サービスや金融機関・ノンバンクに対する規制のあり方の見直し等）

◇ 金融実態に対応した利用者保護ルール等の整備・徹底

- 金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備するため、金融商品・サービスに関する全体的・統一的な取引ルールの策定や、個人情報の保護、金融犯罪の防止等に取り組む。
 - 「投資サービス法（仮称）」の制定
 - 保険取引ルールの整備等
 - ・ 根拠法の無い共済の契約者保護ルールの導入、保険契約における適合性原則の遵守、保険広告表示のモニタリングの強化等
 - ・ 保険契約者保護制度の見直し
 - 製販分離における業者の説明責任、販売責任の明確化
 - 金融商品・サービスにおける情報の有用性に配慮しつつ、情報の適正な保護を図る具体的な個人情報保護ルールの明確化
 - 偽造カード犯罪等の金融犯罪防止のための対策の強化・徹底

◇ 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実

- 利用者への情報提供の充実により利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。

- 利用者の目線に立った金融機関及び行政における相談・苦情処理体制、紛争処理制度の整備
 - ・ 「金融サービス利用者相談室」の設置
 - ・ 裁判外紛争処理制度の充実
- 利用者のライフサイクルに応じ、身近な事例に即した金融経済教育の拡充
- 行政における利用者の目線に立った広報の充実
- 利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立

◇ ペイオフ解禁拡大の円滑な実施

- 17年4月のペイオフ解禁拡大を円滑に実施していくため、預金者の信頼確保に向け、以下の対応を採る。
 - 政策広報等を通じた制度の周知及び情報提供の浸透
 - 金融機関による情報開示の一層の充実
 - 検査・監督等を通じた金融機関の名寄せ等の対応確保

(2) ITの戦略的活用等による金融機関の競争力の強化及び金融市場インフラの整備

◇ ITの戦略的活用

- わが国金融機関のIT投資が国際的に見て遅れ、ITコストが高止まりしている一方、インターネット取引の比重が増している現状を踏まえ、ITの戦略的活用を促す。これにより、利用者ニーズに即応した金融商品・サービスが誰にでも安く、速く提供されるようになることを目指す。
 - 技術革新の成果を積極的に享受し、金融インフラの利便性とコスト競争力の向上を実現するためのeバンキングに関する法制の整備の検討
 - ・ 電子的な資金決済・支払い、電子的金融取引に関する法制の整備に向けた検討
 - 金融機関のIT投資プロセスの透明性確保、コストパフォーマンス及びリスクマネジメント能力の向上を促す方策の検討
 - ・ IT活用状況の実態把握と、システム構築に関する金融機関間の情報交換の実施（ITキャラバンの実施等）
 - ・ IT投資についての外部専門家の評価の導入等による競争原理の活用を通じたローコスト・オペレーションの促進
 - ・ ITの活用を前提としたチャネル戦略・店舗戦略等、顧客の利便性向上に資するシステムの構築

◇ 市場機能の充実と市場の信頼性の向上

- 競争原理の下で市場の持つ可能性を最大限活用する金融システムを構築し、自己責任による資産形成の要請など幅広い利用者のニーズに応えていく観点から、情報開示の充実等を通じて直接金融・市場型間接金融に対する利用者の信頼を高め、市場機能を活用した資金仲介・資源配分の発展を促す。

- 「投資サービス法（仮称）」の制定（再掲）
- 集団投資スキームの整備
- 適格機関投資家の範囲の見直し等、私募市場の活性化
- 長期投資の促進に向けた証券税制の見直し等、金融資産の有効活用に資する金融税制改革の一層の推進
- 企業開示制度の一層の充実
 - ・ 財務報告に係る内部統制の強化、ガバナンス情報の充実、四半期開示等
- 監査法人における内部統制の強化や、非監査業務との利益相反防止等に向けた取組みの促進及び行政・公認会計士協会によるチェック（公認会計士・監査審査会による監査法人の検査を含む）
- 市場行政当局の体制整備
 - ・ 課徴金制度及び執行体制の強化、市場監視体制の一元化、自主規制機関との適切な連携等

◇ 金融機関のガバナンスの向上とリスク管理の高度化を通じた健全な競争の促進

- 金融機関の健全な競争と参入・退出を確保するためには、自浄作用の確保、情報開示の拡充、外部監査の実効性の確保等を通じ、金融機関の自主的・持続的な取組みによる経営力強化を促すことが不可欠である。また、このような市場規律を補完する行政の枠組みの整備とそれによるインセンティブ・ストラクチャーの構築が必要である。
 - 財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化
 - 金融機関の取締役の資質に関する規定（Fit and Proper 原則）の具体的な着眼点の明確化
 - 社外取締役、監査役、保険計理人等によるガバナンスの実効性確保
 - 市場規律の発揮に向けた金融機関の情報開示の一層の充実
 - 金融機関の社会的責任（CSR）に対応した取組みの促進
 - 金融業界自身による行動規範（code of conduct）の確立に向けた検討
 - 検査・監督による金融機関の経営改善に向けた動機付け
 - ・ 財務状況のみならず、様々な観点からの検査における評定制度の導入等によるメリハリの効いた効果的・選択的な行政対応
 - 金融機関の内部監査を充実させるためのオフサイトモニタリングの実施
 - 金融機関のガバナンスに対する監督上の着眼点の明確化
 - 公的資金（優先株等）の処分についての考え方の整理
 - 戦略的視点（公的資金注引入行のガバナンスのあり方を含む）に立った金融専門人材の確保・養成（当局と民間との連携による「人材プール」の構築等）
- 金融機関のリスク管理の高度化を促すとともに、不良債権問題の再発防止のためのルールを整備し、主要行の不良債権比率が17年3月末時点の水準以下に維持されるよう、最善の努力を求める。また、各金融機関において収益性や健全性を示す財務指標や外部格付けが一段と向上することを目指す。
 - バーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）の導入に向けた金融機関のリスク管理に関するルール・態勢の整備及び検査・監督当局の体制整備
 - 早期警戒の枠組みの一層の活用
 - ・ 銀行勘定における金利リスク等、自己資本比率の算定に含まれないリスクの適切なモニタ

リング等

- 不良債権についての早めの認知・対応
 - ・ 検査・監督当局による効率的なモニタリングの実施（検査・監督当局の更なる連携強化等）
 - ・ 貸出債権市場の活性化（不良債権のプライシング機能の拡充）
 - ・ 早期事業再生の取組み強化（事業再生の可能性の早期見きわめ）
 - ・ オフバランス化ルールやデット・エクイティ・スワップ（DES）等の新たな金融手法への対応についての検討等
- 主要行のリスク管理の高度化
 - ・ バーゼルⅡ導入を踏まえ、主要行に対しリスク管理高度化のための計画の策定を要請
 - ・ 大口与信管理態勢や債務者企業の再建計画の検証
 - ・ 主要行の自己査定と検査結果の格差に係る業務改善命令の発動等
 - ・ 繰延税金資産の自己資本への算入適正化ルールの検討
- 証券会社・保険会社のリスク管理の高度化
 - ・ 証券会社の自己資本規制の算定方法の見直し
 - ・ 保険会社のソルベンシーマージン比率の見直し、新しい保険商品に係る責任準備金積立ルールや事後検証の枠組み等、財務関連ルールの整備
- 信託業務の健全性ルールの整備

(3) 国際的に開かれた金融システムの構築と金融行政の国際化

◇ 金融の国際化・構造変化に対応した制度等の構築

- 国際的な金融の規制緩和に伴う金融機関の諸機能の分化・専門化やコングロマリット化・国際化、新たな取引形態・商品の登場による金融サービスの多様化等の構造変化に対応した制度整備、金融行政の体制整備を行う。
 - 金融のコングロマリット化に対応した金融法制の整備の検討、ヘッジファンドへの対応についての検討
 - 金融コングロマリットの検査・監督や業態横断的な問題の処理、新たな取引形態・商品の登場に対応可能な検査・監督体制の構築
 - 貸出債権の流動化、証券化を促進するためのインフラ整備
 - 市場参加者のニーズを踏まえたデリバティブ市場等の活性化に向けた取組み
 - 中小企業向け証券市場の機能強化
 - ・ グリーンシート市場の制度整備や周知徹底等
 - 新たな金融経済取引の登場に対応し得る会計ルールの整備促進

◇ 金融市場の国際的地位の向上に向けた取組み

- 国際的な市場間競争の高まりに対応してわが国金融市場の競争力を強化し、その国際的地位の向上を図る。
 - 証券取引における約定から決済までの時間の短縮等
 - わが国市場をアジアの金融拠点にするための方策についての関係者との共同研究等

◇ 金融行政の国際化と国際的なルール作りへの積極的参加

- 国際化や金融コングロマリット化の進展に伴い、海外監督当局との連携強化の必要性が増すとともに、規制・基準の収斂の動きが加速している。こうした状況を踏まえ、内外無差別の原則を貫徹し、わが国の金融システム及び金融市場を明確な理念及びルールに基づいた普遍性のあるものにすると同時に、金融に関する国際的なルール作りを受身ではなく、戦略的見地から積極的に参加し、主導的な役割を果たすべく努力する。
 - 会計基準の国際的な収斂に向けた積極的対応
 - 国際的な金融商品・サービスの取引ルール等の策定への積極的参加
 - 国際的な金融コングロマリットに対する適正な規制、検査・監督の確保
 - 海外監督当局との連携強化等
 - 経済連携協定（EPA）締結交渉への積極的取り組み等、アジアにおける対話の促進
 - WTOにおける金融サービス自由化交渉への積極的参加

II. 地域経済への貢献

◇ 地域の再生・活性化、中小企業金融の円滑化

- 活力ある地域社会の実現を目指し、競争的環境の下で地域の再生・活性化、地域における起業支援など中小企業金融の円滑化及び中小・地域金融機関の経営力強化を促す観点から、関係省庁との連携及び財務局の機能の活用を図りつつ、地域密着型金融の一層の推進を図る。このため、現行のアクションプログラムについて実績等の評価を行った上で、これを承継する新たなアクションプログラムを以下の点に留意しつつ策定する。

また、地域・中小企業金融における公的金融の役割を検討するとともに、事業再生への一層の取り組みを促す税制の実現に向け努力し、情報開示等の枠組みを整備する。更に、地方における直接金融市場の活性化を図る。

 - 現行の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の総括
 - 新たなアクションプログラムを踏まえ、各金融機関に対し、① 事業再生や中小企業金融の円滑化、② 経営力の強化、③ 地域の利用者の利便性向上を図るための地域の特性等を踏まえた個性的な計画の策定を要請。また、これを自主的な経営判断と情報開示等による規律の下、「選択と集中」により推進するよう要請。
 - 中小企業金融の実態に関するデータ整備
 - 再生支援実績に関する情報開示の拡充、再生ノウハウ共有化の一層の推進
 - 中小企業等の集中的再生に向けた整理回収機構（RCC）の再生機能の見直し及び保有債権の流動化の促進、事業再生ファンドの一層の活用、デット・デット・スワップ（DDS）の適正な活用
 - 金融実務に係る専門的人材・ノウハウの活用
 - シンジケートローンの活用等による再生企業に対するエグジティブ・ファイナンスの拡充、事業再生に取り組む企業へ真に役立つDIPファイナンスの推進
 - ノンリコースローン、プロジェクトファイナンス等の融資手法への取り組みの促進

◇ 中小・地域金融機関の経営力強化

- 中小・地域金融機関が地域密着というその特性を活かしつつ、情報開示等による規律の下でガバナンスを向上させ、自主的にリスク管理能力・事業評価能力・収益管理態勢の向上等を通じて健全性の確保、収益性の向上を図るよう、インセンティブを重視した仕組み等を導入する。また、地域の多様なニーズに対応した中小・地域金融機関の業務の多様化や新規参入を促し、健全な競争の促進を図る。
- 中小・地域金融機関のリスク管理の高度化やガバナンス向上に向けた取組みの促進
 - ・ バーゼルⅡの導入、選択制の下での内部格付け手法の採用
- 中小・地域金融機関の新たなビジネスモデルの浸透、新規参入の促進
- 地域の利用者の利便性向上に向けた情報開示等の充実

Ⅲ. 信頼される金融行政の確立

◇ 金融行政の透明性・予測可能性の向上

- 金融行政の透明性・予測可能性を更に向上させ、説明責任を全うするための枠組みを整備する。
- 金融庁の行動規範（code of conduct）の確立（行政指導の一層の透明化・ルール化、行政処分等の透明性の確保を含む）、内外無差別原則の確認
- 検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実
- ノーアクションレター制度の活用促進、外部からの照会に対する一般的な法令解釈についての考え方の公表
- 金融機関破綻事例等の検証と今後の金融行政へのフィードバック
- 金融庁コンプライアンス対応室の積極的活用による外部から見た透明性・客観性の確保
- 財務局も活用した政策広報の充実

◇ 行政の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進

- 行政の電子化等により行政コストの軽減を図り、金融市場の参加者や利用者にとって利便性の高い効率的な金融行政を推進する。
- 電子政府の推進による安全・適切・便利で効率的な行政の実施、金融市場の参加者及び利用者の利便性向上
- 金融機関の経営実態に的確に対応し、監督当局と被検査金融機関の双方にとって効率的な検査のあり方の検討
- 「金融庁総点検プロジェクト」に基づく金融庁の組織・体制の総点検及び見直し（調査・研究機能の活用等を含む）
- 金融当局の人材強化に向けた対応

以上

金融改革プログラム「工程表」

検討項目	検討内容・実施時期等		
	16年度内	17年度	18年度
I. 活力ある金融システムの創造 (1) 利用者ニーズの重視と利用者保護ルールの徹底 ◇ 多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計			
金融商品・サービスの販売チャネルの拡大	・金融審議会第一部会において、「投資サービス法(仮称)」についての議論を本格化(16年9月)	・「投資サービス法(仮称)」についての基本的な考え方を取りまとめ(17年6月を目途) ・上記基本的考え方を踏まえ、法制化に向けた作業を実施	
	・銀行等に証券仲介業務を解禁(16年12月) ・信託業法の改正に伴い、信託契約代理店制度等を整備(16年12月)	・銀行代理店制度について顧客の利便性向上の観点から見直し	
	・金融審議会第二部会の報告書(16年3月)を踏まえ、銀行等が販売可能な保険商品の範囲拡大及び適切な弊害防止措置について検討、実施		
保険商品の多様化と価格の弾力化の推進		・各保険会社の自己責任原則に基づく商品開発・管理の態勢整備を促進するため、事務ガイドラインを改正(17年6月を目途) ・多様な商品開発を促進する観点から、第三分野商品等について、当局の商品審査基準のより一層の明確化を図るため、事務ガイドラインを改正(17年12月を目途) ・保険商品の価格の弾力化を促進する観点から、保険料のうち保険数理に直接よらない部分を中心に商品審査を簡素化する方向で保険業法施行規則等を改正(17年中より順次改正)	
公正な競争を促す適正な比較広告の容認	・保険等の販売・広告等における顧客説明等のあり方について検討を開始(17年3月)	・左記検討結果を踏まえ、保険等の販売・広告等に関し、明瞭かつ丁寧に説明されるべき重要事項及び顧客への説明態様を整理・明確化する観点から、事務ガイドラインを改正(17年12月を目途)	
		・保険商品の適切な比較情報が顧客に提供されるよう、比較広告に関するルールの見直しについて引き続き検討	・左記検討結果を踏まえ、比較広告に関するルールを定める保険業法施行規則等を改正
銀行等の参入形態の多様化等		・新たなビジネスモデルやそれに対応したリスク管理のあり方等を踏まえ、参入形態の多様化に対応した参入基準について検討を開始(17年4月)	・左記検討を踏まえ、基本的考え方を取りまとめ
金融機関の店舗等施設の有効活用		・他業禁止規定の趣旨を踏まえつつ店舗等施設の有効活用のあり方を検討した上で、監督指針を改正(17年6月を目途)	
不動産担保・保証に過度に依存しない資金調達手法の拡充	・事業からのキャッシュフローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資の推進を金融機関に要請		
	・中小・地域金融機関については、金融審議会第二部会「リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」における評価等を踏まえ、現行のアクションプログラムについて実績等の評価を行った上で、これを承継する新たなアクションプログラムを策定(17年3月を目途)	・左記「新たなアクションプログラム」に基づき、担保・保証に過度に依存しない融資の推進も含めた中小企業金融の円滑化等を実施	
	・包括根保証の禁止等を内容とする民法の改正(17年4月施行予定)を踏まえ、適切な対応等を金融機関に要請		
	・上記民法改正を踏まえ、監督指針を改正(17年3月)		
	・債権譲渡特例法の改正(17年秋頃施行予定)を踏まえ、動産担保等の適切な活用を金融機関に要請		

検討項目	検討内容・実施時期等		
	16年度内	17年度	18年度
市場参加者のニーズに応え、健全な競争と新しいビジネスの開拓を促すための現行規制の総点検及び規制緩和の推進（金融商品・サービスや金融機関・ノンバンクに対する規制のあり方の見直し等）		・従属子会社の要件緩和、ディスクロージャーの拡充等を実施	
	・ノンバンクに対する将来的な規制のあり方について、「貸金業制度等に関する懇談会（仮称）」で検討を開始（17年3月）	・左記懇談会において、関連省庁とも連携しつつ引き続き検討	
		・庁内PTを設置し、現行規制の問題点を洗い出し（17年8月を目途）	・上記総点検を踏まえ、規制の見直しを順次実施
	・銀行子会社におけるネットワーク上のプリペイド事業の解禁（16年4月） ・信託業法を全面改正し、受託財産制限の緩和、信託会社の一般事業法人への解禁を実施（16年12月） ・証券仲介制度の導入（16年4月）	・銀行の店舗の営業時間に係る規制の緩和 ・信用金庫における計算書類、定款、総会・理事会の議事録、会員名簿の電磁的方法による作成、備置きなどを認め、IT化に対応（17年4月）	・銀行等による電磁的方法による決算公告の解禁 ・信用金庫における書面又は電磁的方法による議決権の行使
		・「投資サービス法（仮称）」についての基本的な考え方を踏まえた規制緩和を順次実施	
	・信託機能の利用を更に促進する観点から、現在法務省において検討が行われている信託法改正にあわせ、必要に応じて信託業法等を改正		
◇ 金融実態に対応した利用者保護ルール等の整備・徹底			
「投資サービス法（仮称）」の制定	・金融審議会第一部会において、「投資サービス法（仮称）」についての議論を本格化（16年9月）	・「投資サービス法（仮称）」についての基本的な考え方を取りまとめ（17年6月を目途）	・上記基本的考え方を踏まえ、法制化に向けた作業を実施
根拠法の無い共済の契約者保護ルールの導入	・根拠法のない共済について、原則として保険業法の規定を適用するとともに、参入要件等を緩和した「少額短期保険業者」制度を創設するため、保険業法等の改正法案を通常国会に提出（17年3月）	・左記法案の成立後1年以内に施行	
保険契約における適合性原則の遵守	・保険等の販売・広告等における顧客説明等のあり方について検討を開始（17年3月）	・保険商品毎に、その購入時において契約者が留意すべき事項の取りまとめ・公表を業界団体（生損保協会等）に要請（17年12月を目途）	・左記検討結果を踏まえ、保険契約における適合性原則に関して事務ガイドライン等を改正
保険広告表示のモニタリングの強化等	・保険契約者に誤認を与えかねないような広告表示に対するモニタリングの充実強化	・各保険会社の広告審査体制の充実を促進するため、事務ガイドラインを改正（17年12月を目途）	
保険契約者保護制度の見直し	・生保・損保それぞれの保険種類等に応じた補償内容の見直しを行うとともに、生命保険契約者保護機構への政府補助規定を延長するため、保険業法等の改正法案を通常国会に提出（17年3月）	・左記法案の成立後1年以内に施行	
製販分離における業者の説明責任、販売責任の明確化	・金融審議会第一部会において、「投資サービス法（仮称）」についての議論を本格化（16年9月）	・「投資サービス法（仮称）」についての基本的な考え方を取りまとめ（17年6月を目途）	・上記基本的考え方を踏まえ、法制化に向けた作業を実施
	・銀行等への証券仲介業務解禁（16年12月）にあわせ、弊害防止措置等を整備 ・信託業法の改正による信託契約代理店制度等の創設（16年12月）にあわせ、顧客に対する説明義務等の必要な措置を整備	・銀行代理店制度等について顧客保護措置の整備を含む制度の見直し	

検討項目	検討内容・実施時期等		
	16年度内	17年度	18年度
金融商品・サービスにおける情報の有用性に配慮しつつ、情報の適正な保護を図る具体的な個人情報保護ルールの明確化	・金融審議会金融分科会特別部会において、金融分野における個人情報保護のあり方について議論し、取りまとめ（16年12月） ・ガイドライン、実務指針を策定（16年12月、17年1月）するとともに、各業法の施行規則を改正（17年3月）	・左記ガイドライン、実務指針、施行規則を施行（17年4月）	
偽造カード犯罪等の金融犯罪防止のための対策の強化・徹底	・預金取扱金融機関について、実態調査を踏まえた犯罪防止策の実施を要請（17年2月） ・「偽造キャッシュカード問題に関するスタディ・グループ」を開催し、犯罪防止策、犯罪発生後の対応のあり方、補償のあり方について検討し、中間報告を取りまとめ（17年3月を目標）	・スタディ・グループにおいて、最終報告を取りまとめ（17年4月を目標） ・スタディ・グループの報告を踏まえ、犯罪防止策、犯罪発生後の対応策を金融機関に対し要請 ・金融機関に対して行った「要請」に基づき、その対応をフォローアップし、必要に応じて監督上の対応を実施	
◇ 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実			
「金融サービス利用者相談室」の設置	・「金融サービス利用者相談室」の立上げに向けた検討	・「金融サービス利用者相談室」を立上げ予定（17年7月を目標） ・相談件数や主な相談事例のポイントをとりまとめ、定期的に公表	
裁判外紛争処理制度の充実	・金融トラブル連絡調整協議会において、「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」（平成14年4月策定）に基づき、各業界団体における苦情・紛争解決支援の規則整備や運用改善のフォローアップ等を実施	・「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）」の施行（19年6月まで）等、司法制度改革に対する内閣官房、法務省の取組みに協力	
利用者のライフサイクルに応じ、身近な事例に即した金融経済教育の拡充	・金融経済教育に係るこれまでの取組みを検証 ・「金融経済教育懇談会」を開催（17年3月より）	・左記「懇談会」において、金融経済教育のあり方について議論（17年6月を目標） ・上記「懇談会」での議論を踏まえ、関係省庁・民間団体との連携強化、財務局等の活用を通じ、金融庁主催のシンポジウム、教師との懇談会、教師向け研修会、教材の普及等、金融経済教育に係る諸施策を実施	
行政における利用者の目線に立った広報の充実	・ホームページの利用者利便を向上させる観点から、利用者アンケートを実施するとともに、外部コンサルタントを活用して改善の将来計画を策定（17年3月）	・金融庁から発信される情報の内容をより分かりやすくするとともに、その内容を充実 ・左記将来計画を踏まえ、第1段階としてホームページのトップページを改訂（17年4月） ・金融広報を含め、金融行政に対して幅広い助言を行う「金融行政アドバイザー（仮称）」を財務局に新設予定（17年7月を目標）	
利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立	・利用者満足度をアンケート等により把握しこれを経営改善に結びつける方策について、業界団体等を交えた検討を開始（17年3月）	・利用者満足度アンケート調査等の実施、アンケート結果及びそれを受けて経営改善を行った項目等の公表を金融機関に要請（17年8月を目標） ・金融機関の公表内容を金融庁で取りまとめ、その結果を公表	・利用者満足度アンケート調査等の実施、アンケート結果及びそれを受けて経営改善を行った項目等の公表を金融機関に要請（18年6月を目標） ・金融機関の公表内容を金融庁で取りまとめ、その結果を公表
◇ ペイオフ解禁拡大の円滑な実施			
政策広報等を通じた制度の周知及び情報提供の浸透	・ペイオフ解禁拡大に向けて様々なメディアを通じた広報活動を実施	・ペイオフ解禁拡大後も利用者に対し継続的に広報活動を実施	
金融機関による情報開示の一層の充実		・銀行による中間ディスクロージャー誌の公衆縦覧等、開示の充実	
検査・監督等を通じた金融機関の名寄せ等の対応確保	・対象となる全ての預金取扱金融機関に対して名寄せ検査を実施（17年3月末まで）	・ペイオフ解禁拡大後、名寄せデータの精度の維持・向上について、引き続き預金保険機構と連携し検査等を通じて確認	

検討項目	検討内容・実施時期等			
	16年度内	17年度	18年度	
(2) ITの戦略的活用等による金融機関の競争力の強化及び金融市場インフラの整備 ◇ ITの戦略的活用				
電子的な資金決済・支払い、電子的金融取引に関する法制の整備に向けた検討		・金融審議会内に「情報技術革新に対応した金融制度の諸課題に関するワーキンググループ(仮称)」を創設し(17年4月)、電子債権に関する法制のあり方等の金融制度面からの検討を実施 ・上記検討状況を踏まえつつ、具体化のための作業を順次実施		
IT活用状況の実態把握と、システム構築に関する金融機関間の情報交換の実施 (ITキャラバンの実施等)	・金融機関におけるITの活用状況について実情を把握すべくアンケート調査等を実施し、アンケート結果を取りまとめ、公表(17年8月を目途)			
IT投資についての外部専門家の評価の導入等による競争原理の活用を通じたローコスト・オペレーションの促進		・庁内において上記アンケート結果の分析や海外の実態把握も行いつつ、IT投資の効率化とITの戦略的活用策について実務家・有識者との意見交換を実施(17年8月より)		
ITの活用を前提としたチャネル戦略・店舗戦略等、顧客の利便性に資するシステムの構築			・ITの戦略的活用の浸透を図るべく、財務局等を活用した「ITキャラバン」等を実施	
◇ 市場機能の充実と市場の信頼性の向上				
「投資サービス法(仮称)」の制定(再掲) 集団投資スキームの整備	・金融審議会第一部会において、「投資サービス法(仮称)」についての議論を本格化(16年9月)	・「投資サービス法(仮称)」についての基本的な考え方を取りまとめ(17年6月を目途) ・上記基本的考え方を踏まえ、法制化に向けた作業を実施		
適格機関投資家の範囲の見直し等、私募市場の活性化	・金融審議会第一部会における投資サービス法制及びそれに関連するディスクロージャー法制の検討の中で、私募市場の活性化を図るべく、適格機関投資家のあり方やその範囲等を検討	・「投資サービス法(仮称)」についての基本的な考え方を取りまとめ(17年6月を目途)		
長期投資の促進に向けた証券税制の見直し等、金融資産の有効活用に資する金融税制改革の一層の推進	・平成17年度税制改正要望を関係当局に提出(16年8月) ・与党税制改正大綱において、たんす株式の特定口座への持込期限延長等の措置の実施を決定(16年12月)	・左記措置を実施 ・金融資産の有効活用に資する金融税制のあり方について、引き続き検討を進め、平成18・19年度税制改正において、関係当局に要望		
財務報告に係る内部統制の強化、ガバナンス情報の充実、四半期開示等	・財務報告に係る内部統制の有効性について、経営者による確認書制度の活用を促進			
	・経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準の明確化について企業会計審議会で検討を開始(17年1月)	・企業会計審議会において左記基準の骨格を取りまとめ(17年8月を目途) ・上記基準の実務上の有効性等を踏まえ、評価及び検証の義務化に関する検討を開始(17年8月を目途)	・左記検討結果を踏まえ、その実施に向けて開示企業における準備を促進	
	・17年3月期の有価証券報告書から、①コーポレート・ガバナンスに係る開示の充実、②親会社が継続開示会社でない場合の子会社の有価証券報告書における親会社情報の開示を実施するため、関係府令を改正(17年3月) ・親会社が継続開示会社でない場合の親会社に対する情報開示の義務付けを内容とする法案を通常国会に提出(17年3月)	・左記法案の成立後施行(17年12月)		・左記法案の適用開始(18年4月より)
	・金融審議会第一部会において、四半期開示のあり方について検討	・左記検討の結論を取りまとめ(17年4月を目途) ・上記結論を踏まえ、必要に応じて企業会計基準委員会(ASBJ)に対して、四半期開示の会計基準の検討を要請(17年5月を目途) ・上記結論を踏まえ、必要に応じて四半期開示に係るレビュー等の検証の基準について企業会計審議会において検討を開始(17年7月を目途)	・左記検討結果を踏まえ、必要に応じて平成19年度からの取引所ルール又は証券取引法による四半期開示の義務化に向けて、企業における決算手続き等の整備を要請	
監査法人における内部統制の強化や、非監査業務との利益相反防止等に向けた取組みの促進及び行政・公認会計士協会によるチェック(公認会計士・監査審査会による監査法人の検査を含む)	・監査法人における内部統制の強化や品質管理の向上等に向けて、監査基準等の見直しについて企業会計審議会で検討を開始(17年1月) ・公認会計士・監査審査会において、「公認会計士協会の品質管理レビューの実態把握および提言」を取りまとめ(17年2月) ・公認会計士・監査審査会において、監査法人における内部統制、監査・非監査業務の同時提供禁止に主眼を置いた公認会計士協会の品質管理レビューに対するモニタリングを実施	・左記検討結果を踏まえ、監査基準等を改訂(17年7月を目途)	・公認会計士・監査審査会によるモニタリングの結果等を踏まえ、必要に応じて監査基準等の改訂を検討	

検討項目	検討内容・実施時期等		
	16年度内	17年度	18年度
課徴金制度及び執行体制の強化、市場監視体制の一元化、自主規制機関との適切な連携等	・証券取引法の改正により導入されるインサイダー等に対する課徴金制度関連の政令・府令等を整備(17年2月、3月)	・インサイダー、相場操縦、風説の流布・偽計、発行開示違反に対する課徴金制度を導入(改正証券取引法の施行)(17年4月) ・課徴金制度の導入に向けた体制を整備予定(審判官、審判手続室、課徴金調査・有価証券報告書等検査室)(17年4月を目途)	
	・証券取引法の改正による証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大(16年6月)	・行政による証券会社等に対する検査を証券取引等監視委員会に基本的に一元化(17年7月) ・有価証券報告書等の虚偽記載等に係る検査・報告徴求権限を関東財務局から証券取引等監視委員会に移管(17年7月)	
		・継続開示義務違反に対する課徴金制度の導入に向け法制面での対応を検討	
	・インターネット取引の増加や新規公開株への関心の高まりなど個人投資家の動向等を踏まえ、自主規制機関と連携しつつ、個人投資家保護策等について検討を開始(17年2月)	・引き続き検討を行い、その結果を踏まえ、個人投資家保護策等の具体的な措置を実施	
◇ 金融機関のガバナンス向上とリスク管理の高度化を通じた健全な競争の促進			
財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化		・有価証券報告書等の記載内容の適正性に関し代表取締役等の適切な関与を金融機関に要請(18年3月期を目途)	
金融機関の取締役の資質に関する規定(Fit and Proper原則)の具体的な着眼点の明確化		・金融機関のガバナンスの実効性確保のための監督上の対応について検討を行い、これを基に事務ガイドライン等の改正等を実施(17年12月を目途)	
社外取締役、監査役、保険計理人等によるガバナンスの実効性確保			
金融業界自身による行動規範(code of conduct)の確立に向けた検討			
金融機関の内部監査を充実させるためのオフサイトモニタリングの実施			
金融機関のガバナンスに対する監督上の着眼点の明確化			
市場規律の発揮に向けた金融機関の情報開示の一層の充実	・充実すべき開示項目について、関係者のヒアリング等、検討を開始(17年3月)	・左記検討結果を踏まえ、銀行法施行規則等を改正し、開示項目を追加(18年3月を目途)	・左記改正を18年9月期決算に係る開示から全面適用
金融機関のCSRに対応した取組みの促進		・金融機関によるCSR(企業の社会的責任)を重視した取組みに係る情報開示の促進のため、事務ガイドライン等を改正(17年6月を目途) ・金融機関によるCSRを重視した具体的取組みについて、金融庁で事例集を作成・公表(18年3月を目途)	
財務状況のみならず、様々な観点からの検査における評価制度の導入等によるメリハリの効いた効果的・選択的な行政対応	・「評価制度研究会」において、評価制度のあり方について議論を開始(17年1月)し、その結果を取りまとめ		
公的資金(優先株等)の処分についての考え方の整理		・銀行の財務の健全性の維持や市場への悪影響の回避を前提としつつ、納税者の利益の立場により重きを置き国民負担を回避する観点から、公的資本増強の優先株式等の処分について考え方を整理(17年度上期を目途)	
戦略的視点(公的資金注入のガバナンスのあり方を含む)に立った金融専門人材の確保・養成(当局と民間との連携による「人材プール」の構築等)	・金融審議会第二部会「リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」における金融実務に係る専門的人材・ノウハウの活用等に係る議論と並行して、「人材プール」のあり方につき業界団体と共同で検討を開始(17年3月)	・左記議論や検討の結論を踏まえ、「人材プール」の枠組みを構築(17年6月を目途)	

検討項目	検討内容・実施時期等		
	16年度内	17年度	18年度
バーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）の導入に向けた金融機関のリスク管理に関するルール・態勢の整備及び検査・監督当局の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 自己資本比率告示素案の意見募集を実施（16年10月） 内部格付手法等のフィールド・テストを実施（17年3月期、9月期を対象） 	<ul style="list-style-type: none"> 「バーゼルⅡ推進室（仮称）」を設置（17年4月） 自己資本比率告示を改正（17年中を目途） 監督指針・解釈集を改正等（18年3月を目途） 内部格付手法等の予備計算を実施（18年3月期決算以降） 上記自己資本比率告示・監督指針・解釈集の改正等を踏まえた検査マニュアルの改正等の態勢整備 統合的にリスクを管理している金融機関の検査において、統合的なリスク管理態勢を重点的に検証 	<ul style="list-style-type: none"> バーゼルⅡ実施（19年3月期決算より適用）
銀行勘定における金利リスク等、自己資本比率の算定に含まれないリスクの適切なモニタリング等		<ul style="list-style-type: none"> 銀行勘定における金利リスク等への対応を含めて、早期警戒制度を見直し 	
検査・監督当局による効率的なモニタリングの実施（検査・監督当局の更なる連携強化等）		<ul style="list-style-type: none"> 検査・監督連携会議の開催について、事務ガイドライン等に明記（17年6月） 業態・テーマごとに検査・監督連携会議を設置・開催 業態ごとの監督方針を策定・公表（17年7月より毎年） 金融機関から徴求している定例報告書を見直し、不要なものを廃止するとともに、見直し結果を政策評価等を通じて公表 	
貸出債権市場の活性化（不良債権のプライシング機能の拡充）	<ul style="list-style-type: none"> 主要行に策定を要請するリスク管理高度化のための計画に盛り込むべき項目として、市場型間接金融の活用に関する取組み状況を含めることを検討（17年5月を目途） 関係民間団体との意見交換を実施するとともに、その過程において会計基準の明確化等の必要が生じる場合には、企業会計基準委員会（ASBJ）等に検討を要請 		
早期事業再生の取組み強化（事業再生の可能性の早期見きわめ）	<ul style="list-style-type: none"> 主要行に策定を要請するリスク管理高度化のための計画に盛り込むべき項目として、早期事業再生の取組みの強化状況を含めることを検討（17年5月を目途） 		
オフバランスルールやDES等の新たな金融手法への対応についての検討	<ul style="list-style-type: none"> 日本公認会計士協会との定期協議の場を設け、意見交換を実施（16年6月、12月） 検査において、DES類似の取引や債権流動化等の高度かつ複雑な取引について重点的な検証を実施（随時） 	<ul style="list-style-type: none"> 「2年3年ルール」や「5割8割ルール」を含むオフバランス化ルールについての検討を行い、主要行向けの総合的な監督指針等において、破綻懸念先以下のオフバランス化に関する監督上の着眼点を明確化（17年6月を目途） 左記協議を実施 新たな金融手法への対応に向けた検査官研修等を実施 	
バーゼルⅡ導入を踏まえ、主要行に対しリスク管理高度化のための計画の策定を要請	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理高度化のための計画に盛り込むべき項目等の検討を開始（17年3月） 	<ul style="list-style-type: none"> 左記検討結果を踏まえ、計画に盛り込むべき項目等を整理し、主要行へ8月までに計画を策定するよう要請（17年6月を目途） 上記計画の進捗状況を定期的にフォローアップ 	
大口与信管理態勢や債務者企業の再建計画の検証		<ul style="list-style-type: none"> 大口与信管理態勢や債務者企業の再建計画の妥当性について、重点的に検証を実施 	
主要行の自己査定と検査結果の格差に係る業務改善命令の発動等	<ul style="list-style-type: none"> 主要行の自己査定と検査結果の格差に関し、検査・監督に活用するとともに、必要に応じ業務改善命令を適時適切に発出 		
繰延税金資産の自己資本への算入適正化ルールの検討		<ul style="list-style-type: none"> 繰延税金資産の自己資本への算入適正化ルールの検討を踏まえ、規制内容・実施時期等を盛り込んだ自己資本比率告示を改正（17年度上期を目途） 	
証券会社の自己資本規制の算定方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 証券会社のリスク管理の高度化を図る観点から、現行の自己資本規制の算定方法の問題点を抽出し、見直しを行う際の主な論点を整理（17年3月） 	<ul style="list-style-type: none"> 自己資本規制の算定方法の見直しについての具体的な内容や実施スケジュールを検討 	<ul style="list-style-type: none"> 左記検討結果を踏まえ、自己資本規制の算定方法の見直しを盛り込んだ証券会社の自己資本規制に関する府令を改正（18年9月を目途）
	<ul style="list-style-type: none"> 保険の第三分野商品等に関する責任準備金積立ルールの整備や責任準備金積立の適切性に係る事後検証の枠組み等についての検討を開始（17年3月） 	<ul style="list-style-type: none"> 左記検討結果を踏まえ、保険業法施行規則等を改正（17年12月を目途） 	

検討項目	検討内容・実施時期等		
	16年度内	17年度	18年度
保険会社のソルベンシーマージン比率の見直し、新しい保険商品に係る責任準備金積立ルールや事後検証の枠組み等、財務関連ルールの整備	・保険会社の財務体質の強化やリスク管理の高度化を図る観点から、ソルベンシーマージン比率の算出基準を金融市場実勢に合わせたものとするよう検討を開始（17年3月）	・左記検討結果を踏まえ、IAIS（保険監督者国際機構）の共通指針に関する検討状況も勘案しつつ、ソルベンシーマージン比率の算出基準の見直しを実施（17年12月を目標） ・見直し後のソルベンシーマージン比率の算出基準を順次適用	
信託業務の健全性ルールの整備	・改正信託業法施行（16年12月） ・「信託会社等に関する総合的な監督指針」を策定（16年12月）	・現在法務省において検討が行われている信託法改正にあわせ、必要に応じて信託業法等の改正を行うとともに、監督指針を見直し ・16年12月からの信託の担い手の拡大等を踏まえ、監督指針の見直しを検討（18年3月を目標）	
（3）国際的に開かれた金融システムの構築と金融行政の国際化 ◇ 金融の国際化・構造変化に対応した制度等の構築			
金融のコングロマリット化に対応した金融法制の整備の検討、ヘッジファンドへの対応についての検討		・金融機関の企業・グループ形態の複雑化に対応した法的な枠組みのあり方について、国際的な議論も踏まえつつ、リスクの遮断や健全性の確保も含め、幅広い観点からの検討を行い論点を抽出 ・日本銀行・財務省等との共同研究会も活用しつつ、ヘッジファンドについて関係者からのヒアリング等により実情把握を行い、論点を整理（17年中）	・金融審議会において検討を開始
		・上記論点整理を踏まえ、必要な対応を検討	
金融コングロマリットの検査・監督や業態横断的な問題の処理、新たな取引形態・商品の登場に対応可能な検査・監督体制の構築	・監督局に「コングロマリット室」を設置（16年11月） ・証券会社の連結監督の枠組みを決定（EUコングロマリット指令への対応）（17年3月）	・「金融コングロマリット監督指針（仮称）」を策定（17年6月を目標） ・「コングロマリット室」の体制強化を検討	
	・検査・監督の連携強化を通じ金融コングロマリットへ適切に対応 ・新たな取引形態・商品の登場による金融サービスの多様化等への対応に向けた機動的な検査官研修等を実施		
貸出債権の流動化・証券化を促進するためのインフラ整備	・主要行に策定を要請するリスク管理高度化のための計画に盛り込むべき項目として、市場型間接金融の活用に関する取組み状況を含めることを検討（17年5月を目標）		
	・関係民間団体との意見交換を実施するとともに、その過程において会計基準の明確化等の必要が生じる場合には、企業会計基準委員会（ASBJ）等に検討を要請		
市場参加者のニーズを踏まえたデリバティブ市場等の活性化に向けた取組み	・利用者保護を徹底する観点から、金融先物取引法を改正（16年12月）	・改正金融先物取引法施行（17年7月）	
	・金融審議会第一部会において、「投資サービス法（仮称）」についての議論を本格化（16年9月）	・「投資サービス法（仮称）」についての基本的な考え方を取りまとめ（17年6月を目標）	・上記基本的考え方を踏まえ、法制化に向けた作業を実施
	・市場参加者のニーズを踏まえ、デリバティブ市場等の活性化を図るべく、適格機関投資家のあり方やその範囲等について金融審議会において検討	・「投資サービス法（仮称）」に対する基本的考え方を取りまとめ（17年6月を目標）	

検討項目	検討内容・実施時期等		
	16年度内	17年度	18年度
中小企業向けの証券市場の機能強化（グリーンシート市場の制度整備や周知徹底等）	・投資家の市場に対する信頼を確保する観点から、各証券取引所における新興市場を含めた上場制度の見直し策を実施（17年1月、2月）	・グリーンシートの健全な発展を促す観点から、その位置付けを明確にする等の手当てを行った平成16年証券取引法改正に伴う政令・府令の改正（17年4月） ・日本証券業協会において、適時開示を規則化するなどグリーンシートの整備を実施（17年4月） ・日本証券業協会において、グリーンシート及び証券仲介業制度の周知徹底に努めるほか、グリーンシートの更なる改善に向けて検討 ・地方証券取引所等による市場活性化策の推進及び企業の市場を通じた資金調達環境の整備について、金融審議会等において検討	
新たな金融経済取引の登場に対応し得る会計ルール整備促進	・企業会計基準委員会（ASBJ）において ①「ストック・オプション等に関する会計基準」 ②「事業分離等に関する会計基準」 ③「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」について検討	・企業会計基準委員会（ASBJ）において、左記検討結果を取りまとめ	
◆ 新たな金融経済取引に対応して、会計基準等の整備の必要が生じる場合には、企業会計基準委員会（ASBJ）等に検討を要請			
◇ 金融市場の国際的地位の向上に向けた取組み			
証券取引における約定から決済までの時間の短縮等	・株券不発行制度を導入し、株式等を振替制度の対象とする「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」を制定（16年6月）	・関係政令・命令を改正（18年3月を目途）	
・一般債振替制度の稼働（18年1月を目途）に向けて、現在実務者間で行われている議論を注視するとともに、必要に応じ協議を実施			
わが国市場をアジアの金融拠点にするための方策についての関係者との共同研究等	・日本銀行、財務省等の関係者との共同研究会において議論を開始（17年3月）	・左記研究会において、関係者からのヒアリング等により、実情の把握に努め、論点を整理（17年中を目途）	・上記論点整理を踏まえ、必要な対応を検討
◇ 金融行政の国際化と国際的なルール作りへの積極的参加			
会計基準の国際的な収斂に向けた積極的対応	・企業会計基準委員会（ASBJ）と国際会計基準審議会（IASB）との現行会計基準の差異を縮小するための共同プロジェクトを支援		
国際的な金融商品・サービスの取引ルール等の策定への積極的参加	・バーゼル銀行監督委、IOSCO（証券監督者国際機構）、IAIS（保険監督者国際機構）、WTO等の各種の国際的なフォーラムでの作業や議論に積極的に参画		
	・IOSCOにおいて、信用格付機関の基本行動規範を取りまとめ（16年12月） ・国際監査基準等の設定活動を監視する「公益監視委員会」（PIOB）メンバーをわが国から選出（17年2月）	・IAISにおいて、保険会社のソルベンシー評価に関する国際的な共通指針を策定予定（17年10月を目途）	
国際的な金融コングロマリットに対する適正な規制、検査・監督の確保	・監督局に「コングロマリット室」を設置（16年11月） ・証券会社の連結監督の枠組みを決定（EUコングロマリット指令への対応）（17年3月）	・「金融コングロマリット監督指針」（仮称）を策定（17年6月を目途） ・「コングロマリット室」の体制強化を検討	
・国際的な金融グループの本部の監督をつかさどる母国当局と引き続き緊密に連携			
海外監督当局との連携強化等	・監督局に「国際監督室」を設置（16年11月）	・全庁的な国際対応力の強化（総務企画局に国際担当審議官）（17年7月を目途） ・「国際監督室」の体制強化を検討	
・国際監督室を窓口として、国際的に活動を行う金融機関の監督上の諸問題について海外監督当局と意見交換 ・主要国の監督当局と定例・随時の2国間協議を実施（米、英、EU、中国等と概ね毎年対話を実施）			
経済連携協定（EPA）締結交渉への積極的取組み等、アジアにおける対話の促進	・フィリピンとの間でEPAについて大筋合意（16年11月） ・タイ、マレーシア、韓国との間でEPA交渉を実施	・左記3カ国とのEPA交渉に引き続き取り組むほか、ASEANとの交渉を開始（17年4月を目途） ・アジア各国との意見交換等、積極的な対話を実施	・東アジア地域を中心とするEPA締結に向け、引き続き積極的な取組みを実施

検討項目	検討内容・実施時期等		
	16年度内	17年度	18年度
WTOにおける金融サービス自由化交渉への積極的参加	・現在進められている、ドーハ開発アジェンダ（ドーハ・ラウンド）交渉において、金融サービス分野におけるわが国のリクエストを提出（17年2月）	・17年末に予定されている香港関係会議に向けて、各国からのオファー提出を働きかける等、積極的に金融サービス分野における自由化交渉を実施	・左記会議の結果を踏まえ、金融サービス分野における自由化交渉を更に積極的に推進
II. 地域経済への貢献 ◇ 地域の再生・活性化、中小企業金融の円滑化			
現行の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の総括		・現行のアクションプログラムの対象期間終了（17年3月末）後、同プログラムに基づく各金融機関の取組みの具体的実績や成功事例等についての総括的な評価を行い、これを公表（17年6月を目途）	
新たなアクションプログラムを踏まえ、各金融機関に対し、①事業再生や中小企業金融の円滑化、②経営力の強化、③地域の利用者の利便性向上、を図るための地域の特性等を踏まえた個性的な計画の策定を要請。また、これを自主的な経営判断と情報開示等による規律の下、「選択と集中」により推進するよう要請	・金融審議会第二部会「リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」における評価等を踏まえ、現行のアクションプログラムについて実績等の評価を行った上で、これを承継する新たなアクションプログラムを策定（17年3月を目途）	・左記「新たなアクションプログラム」に基づき、地域密着型金融を一層推進	
中小企業金融の実態に関するデータ整備			
再生支援実績に関する情報開示の拡充、再生ノウハウ共有化の一層の推進			
中小企業等の集中的再生に向けた整理回収機構（RCG）の再生機能の見直し及び保有債権の流動化の促進、事業再生ファンドの一層の活用、DDSの適正な活用	・整理回収機構（RCG）において、再生機能の見直し及び保有債権の流動化についての考え方を取りまとめて公表（17年3月を目途）		
金融実務に係る専門的人材・ノウハウの活用			
シンジケートローンの活用等による再生企業に対するエグジット・ファイナンスの拡充、事業再生に取り組む企業へ真に役立つDIPファイナンスの推進			
ノンリコースローン、プロジェクトファイナンス等の融資手法への取組みの促進			
◇ 中小・地域金融機関の経営力強化			
バーゼルⅡの導入、選択制の下での内部格付け手法の採用	・自己資本比率告示素案の意見募集を実施（16年10月）	・「バーゼルⅡ推進室（仮称）」を設置（17年4月） ・自己資本比率告示を改正（17年中を目途） ・国内基準行であっても、自己資本比率8%以上であることを前提に、内部格付け手法の選択を可能とする方向で検討 ・監督指針・解釈集を改正等（18年3月を目途）	
	・内部格付け手法等のフィールド・テストを実施（17年3月期、9月期を対象）		
		・内部格付け手法等の予備計算を実施（18年3月期決算以降） ・上記自己資本比率告示・監督指針・解釈集の改正等を踏まえた検査マニュアルの改正等の態勢整備	
			・バーゼルⅡ実施（19年3月期決算より適用）
中小・地域金融機関の新たなビジネスモデルの浸透、新規参入の促進		・新たなビジネスモデルやそれに対応したリスク管理のあり方等を踏まえ、参入形態の多様化に対応した参入基準について検討を開始（17年4月）	・左記検討を踏まえ、基本的考え方を取りまとめ
地域の利用者の利便性向上に向けた情報開示等の充実	・金融審議会第二部会「リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」における評価等を踏まえ、現行のアクションプログラムについて実績等の評価を行った上で、これを承継する新たなアクションプログラムを策定（17年3月を目途）	・左記「新たなアクションプログラム」に基づき、地域密着型金融を一層推進	

検討項目	検討内容・実施時期等		
	16年度内	17年度	18年度
Ⅲ. 信頼される金融行政の確立 ◇ 金融行政の透明性・予測可能性の向上			
金融庁の行動規範（code of conduct）の確立（行政指導の一層の透明化・ルール化、行政処分等の透明性の確保を含む）、内外無差別原則の確立		<ul style="list-style-type: none"> 関係各局において以下を実施（17年6月を目途） ① 平成17事務年度からの検査への適用に向け、「検査手続に係る指針（検査実施における行動規範）」を策定・公表 ② 監督行政上の行動規範を策定・公表 ③ 行政処分手続における意見交換制度を導入 ④ 国家公務員倫理規程の改正に伴い、金融庁職員の行動に関するガイドラインを見直し、その内容を周知徹底 	
	行政処分の発動等に際し、内外で誤解が生じないように、海外監督当局及び国内外の報道機関に対し適切な情報提供を実施		
検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 業界団体との意見交換会等の場を活用して、留意事項を金融機関にフィードバック 指摘事例集を作成・公表（17年7月を目途） 		
ノーアクションレター制度の活用促進、外部からの照会に対する一般的な法令解釈についての考え方の公表	<ul style="list-style-type: none"> ノーアクションレター細則の英訳（仮訳）を作成・公表（17年2月） アクセスFSA（金融庁広報誌）による広報等により、ノーアクションレター制度の概要を周知 	<ul style="list-style-type: none"> ノーアクションレター制度又はその運用上の改善要望に関するアンケートを実施し、具体的な対応を検討（17年8月を目途） 上記を踏まえた具体的な対応を実施（17年9月以降） 	
	<ul style="list-style-type: none"> 「照会事例集」作成等につき検討 「法令解釈等に係る一般的な照会を受けた場合の対応」に係る事務ガイドライン等について、所要の改正を実施し、積極的な活用を促進（17年3月） 	<ul style="list-style-type: none"> 「照会事例集」作成等に係る左記検討結果を踏まえ対応（17年10月を目途） 	
金融機関破綻事例等の検証と今後の金融行政へのフィードバック	<ul style="list-style-type: none"> 第三者の立場から過去の金融機関破綻事例をテーマとした研究の委嘱等を行い、その結果を金融行政へフィードバック（自己責任原則に基づく内部管理態勢の強化等、多くの金融機関に共通する事項について情報提供） 		
金融庁コンプライアンス対応室の積極的活用による外部から見た透明性・客観性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守に係る問題について、コンプライアンス対応室を積極的に活用するため、同室の業務対象範囲を検討し、必要な措置を実施 コンプライアンス対応室で受け付けた情報等の処理手続きを明確化（17年中） 		
財務局も活用した政策広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> 財務局に対し金融広報充実に向けた具体的方策の検討を要請（17年1月） 	<ul style="list-style-type: none"> 左記検討結果を取りまとめ（17年6月を目途） 金融広報を含め、金融行政に対して幅広い助言を行う「金融行政アドバイザー（仮称）」を財務局に新設予定（17年7月を目途） 	
		<ul style="list-style-type: none"> 上記取りまとめを踏まえ、具体策を実施すべく財務局との連携を一層強化 	
◇ 行政の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進			
電子政府の推進による安全・適切・便利で効率的な行政の実施、金融市場の参加者及び利用者の利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> 主要業務・システムの最適化計画策定に向け、現状分析を実施（17年3月） 	<ul style="list-style-type: none"> 主要業務・システムの最適化計画を策定（17年度下期を目途） 	<ul style="list-style-type: none"> 左記計画に則した対応を実施
	<ul style="list-style-type: none"> EDINET（有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）の高度化に向けた具体的な作業計画を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 左記検討結果を踏まえ、具体的な作業計画を策定（17年6月を目途） 	<ul style="list-style-type: none"> 上記作業計画を踏まえEDINETの高度化を実施
	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請・届出の利用促進のため、広報誌及び関係団体との意見交換会を通じた広報活動、申請・届出件数が多い業態向けの説明会及びアンケート調査等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 左記促進策を継続して実施 	
	<ul style="list-style-type: none"> システム調達におけるCIO補佐官の役割を強化 		

検討項目	検討内容・実施時期等		
	16年度内	17年度	18年度
金融機関の経営実態に的確に対応し、監督当局と被検査金融機関の双方にとって効率的な検査のあり方の検討	・より効率的な検査の実施に向け、ITの活用等も含め検討を開始（17年1月）	・左記検討結果を踏まえ、これに沿った検査を実施	
「金融庁総点検プロジェクト」に基づく金融庁の組織・体制の総点検及び見直し（調査・研究機能の活用等を含む）	・総点検の過程における各検討項目についての実態把握、論点整理を踏まえ、具体的な対応策を取りまとめ（17年3月末） ・監督局に業態横断的な組織（「コングロマリット室」）を設置（16年11月） ・国際関係の体制整備として「国際監督室」を設置（16年11月）	・証券取引法改正による課徴金制度の導入に向けた体制を整備予定（17年4月を目途） ・総務企画局に国際担当審議官を設置予定（17年7月を目途） ・企業開示課を設置予定（17年7月を目途） ・「総点検プロジェクト」の結果について、予算・機構・定員要求に反映する等、具体策を実現 ・引き続き自己点検・見直しの取組みを進めるべく、職員からの意見をよりの確に汲みとる仕組みを確立し、そこで出された意見も踏まえて、適宜、組織・体制を見直し	
金融当局の人材強化に向けた対応	・金融行政のフェーズの転換に伴う戦略性向上の観点から、学界・研究機関等との連携強化、人材登用 ・中途採用や官民交流の活用により、金融実務経験者や法律・会計の民間専門家等の人材を確保 ・業務上の都合等により集合研修への参加が困難な職員を対象として、通信研修を拡充 ・ITの活用(e-ラーニング)等により検査官教育等を充実	・18年度概算要求に向け、中途採用や官民交流、職員研修の充実等を内容とする「金融庁人材強化プログラム（仮称）」を策定（17年8月を目途）	・左記プログラムを踏まえつつ、引き続き、人材強化を推進

工程表全体のフォローアップ	検討内容・実施時期等		
	16年度	17年度	18年度
「プログラム」に盛り込まれた諸施策の実施状況		・プログラムに盛り込まれた諸施策の実施状況について取りまとめ、分析のうえ公表(18年3月)	・プログラムに盛り込まれた諸施策の実施状況について取りまとめ、分析のうえ公表(19年3月)
国民の金融商品・サービスに対する満足度の向上		・利用者満足度調査のあり方について検討 ・上記検討結果を踏まえ、利用者満足度調査を実施し、その結果を公表(18年3月)	・利用者満足度調査を実施し、その結果を公表(19年3月)

検討項目	実施内容
I. 活力ある金融システムの創造 (1) 利用者ニーズの重視と利用者保護ルールの徹底	
◇ 多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計	
金融商品・サービスの販売チャネルの拡大	<p>【金融商品・サービスの販売チャネルの拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「証券取引法等の一部を改正する法律」等の成立（幅広い金融商品・サービスに対する包括的・横断的法制の整備）（18年6月7日） <p>【銀行代理店制度の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「銀行法等の一部を改正する法律」の成立（17年10月26日、18年4月1日施行） <p>【銀行等が販売可能な保険商品の範囲の拡大等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」の施行（17年12月22日）
保険商品の多様化と価格の弾力化の推進	<p>【保険会社の自己責任原則に基づく商品開発・管理の態勢整備の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保険会社向けの総合的な監督指針」の策定（17年8月12日） <p>【第三分野商品について、当局の商品審査基準の一層の明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正（18年4月28日） <p>【保険料のうち保険数理に直接関係しない部分の審査の簡素化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保険業法施行規則」等の改正（18年2月13日、18年4月1日施行）
公正な競争を促す適正な比較広告の容認	<p>【保険契約の販売・勧誘時に説明すべき事項の明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正（18年2月28日） ・保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム「最終報告～ニーズに合致した商品選択に資する比較情報のあり方～」の公表（18年6月19日）
銀行等の参入形態の多様化等	<ul style="list-style-type: none"> ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定（銀行業への新規参入の取扱いを明確化）（17年10月28日）
金融機関の店舗等施設の有効活用	<p>【金融機関が営業用不動産の賃貸等を行う際の具体的な判断基準の明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正（17年6月30日） ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定（17年10月28日）
不動産担保・保証に過度に依存しない資金調達手法の拡充	<p>【金融機関全般への要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関との毎月の意見交換会において要請（17年4月～19年3月） ・「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」において要請（17年12月13日、18年12月11日） ・「年度末金融の円滑化に関する意見交換会」において要請（18年2月27日、19年3月5日） <p>【「再チャレンジ可能な仕組みの構築（中間とりまとめ）」及び「再チャレンジ支援総合プラン」を踏まえ、適切な対応等を金融機関に要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関との意見交換会において要請（18年6月～19年3月） <p>【中小・地域金融機関への要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）」の策定・公表（17年3月29日） ・同プログラムにおいて、地域金融機関に対し、中小企業金融の円滑化のため、担保・保証に過度に依存しない融資の推進等を要請 <p>【「新たなアクションプログラム」に基づき、担保・保証に過度に依存しない融資の推進も含めた中小企業金融の円滑化等に向けた取組みを実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域密着型金融推進計画の概要について」の公表（17年10月26日） ・地域金融機関の特色ある取組み等に関するシンポジウムを財務局において開催（17年11月～18年2月、18年10月～12月） ・「『地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）』の進捗状況について」の公表（18年1月31日、18年7月4日、18年12月21日）

検討項目	実施内容
不動産担保・保証に過度に依存しない資金調達手法の拡充（続）	<p>【包括根保証の禁止等を内容とする民法の改正を踏まえ、適切な対応等を金融機関に要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関との意見交換会において要請（17年3月） <p>【債権譲渡特例法の改正を踏まえ、動産担保等の適切な活用を金融機関に要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関との意見交換会において要請（17年7月、9月、10月） <p>【制度整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1の柱（最低所要自己資本比率）に関する告示改正案の公表（一定の要件を満たす動産担保に対する信用リスク削減効果の付与）（18年12月27日） ・金融検査マニュアルの改訂（適正な管理が行われている動産・債権について、一般担保としての例示に追加）（19年2月16日） ・「電子記録債権法」の国会提出（19年3月13日）
市場参加者のニーズに応え、健全な競争と新しいビジネスの開拓を促すための現行規制の総点検及び規制緩和の推進（金融商品・サービスや金融機関・ノンバンクに対する規制のあり方の見直し等）	<p>【現行規制の総点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「現行規制に係るご意見一覧」の公表（17年9月16日） <p>【規制緩和の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（いわゆるE文書法）」の施行（信用金庫における計算書類、定款、総会・理事会の議事録、会員名簿の電磁的方法による作成・備置きを認めIT化に対応）（17年4月1日） ・「銀行法等の一部を改正する法律」の成立に伴う関係政省令の改正（従属子会社の要件緩和、銀行の店舗の営業時間に係る規制の緩和）（18年3月30日、18年4月1日施行） ・「証券取引法等の一部を改正する法律」等の成立（業規制について規制改革を行って包括化・横断化した上で柔軟化等）（18年6月7日） ・信託業法の見直しを含む「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の成立（18年12月8日） <p>【ノンバンクに対する規制のあり方の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」の成立（18年12月13日）
◇ 金融実態に対応した利用者保護ルール等の整備・徹底	
「投資サービス法（仮称）」の制定	<ul style="list-style-type: none"> ・「証券取引法等の一部を改正する法律」等の成立（幅広い金融商品・サービスに関する包括的・横断的な法制を整備し、「証券取引法」の名称を「金融商品取引法」に変更）（18年6月7日）
根拠法の無い共済の契約者保護ルールの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・「保険業法等の一部を改正する法律」の成立（17年4月22日、18年4月1日施行）
保険契約における適合性原則の遵守	<p>【保険商品の購入時に契約者が留意すべき事項の公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生命保険文化センター・日本損害保険協会において、「保険契約にあたっての手引」を公表（18年1月23日） <p>【保険契約における適合性原則の明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正（19年2月22日）
保険広告表示のモニタリングの強化等	<p>【保険会社の広告審査体制の充実を促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正（18年2月28日）
保険契約者保護制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・「保険業法等の一部を改正する法律」の成立（17年4月22日、18年4月1日施行）
製販分離における業者の説明責任、販売責任の明確化	<p>【業者の説明責任、販売責任の明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「証券取引法等の一部を改正する法律」等の成立（業者の行為規制について包括化・横断化した上で柔軟化、金融商品販売法を拡充）（18年6月7日） <p>【顧客保護措置を含む銀行代理店制度の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「銀行法等の一部を改正する法律」の成立（17年10月26日、18年4月1日施行）

検討項目	実施内容
金融商品・サービスにおける情報の有用性に配慮しつつ、情報の適正な保護を図る具体的な個人情報保護ルールの明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護のガイドライン・実務指針・施行規則の施行(17年4月1日)
偽造カード犯罪等の金融犯罪防止のための対策の強化・徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ最終報告書」の公表(17年6月24日) ・上記報告書を踏まえ、各金融関係団体に対し予防策・抑止策を要請(17年7月8日) ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正(ATMシステムのセキュリティ対策に関する着眼点、監督対応の明確化)(17年10月28日、17年12月22日) ・関係省庁・業界団体による金融機関防犯協議会の設置(17年12月6日) ・犯罪手口に係る情報等を金融機関に対して速やかに提供する情報連絡体制の構築(18年1月24日) ・「預貯金者保護法」の施行(18年2月10日) ・「情報セキュリティに関する検討会」の実施(18年3月～6月)および「情報セキュリティに関する検討会」の概要について公表(18年7月13日) ・「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正(ATMシステムやインターネットバンキングのセキュリティ対策に関する内部管理態勢の整備に係る着眼点の明確化)(19年1月23日) ・「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」を公表(19年3月1日)
◇ 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実	
「金融サービス利用者相談室」の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室の開設(17年7月19日) ・相談室における相談等の四半期別受付状況等の公表(17年10月27日、18年1月31日、18年4月27日、18年7月31日、18年10月31日、19年1月31日)
裁判外紛争処理制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・金融トラブル連絡調整協議会において、参加団体等における裁判外紛争処理に係る取組みについての意見交換等を実施(17年6月3日、17年10月27日、18年6月23日、18年12月6日) ・「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律(ADR法)」等に関して、内閣官房、法務省が提供する情報を当庁所管の業界団体に提供(17年10月27日、18年12月6日)
利用者のライフサイクルに応じ、身近な事例に即した金融経済教育の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等への「金融庁後援」名義の付与(38件)(17年4月～19年2月) ・「金融経済教育懇談会」において、「金融経済教育に関する論点整理」を公表(17年6月30日) ・内閣府、文部科学省、日本銀行との間で「経済教育等に関する関係省庁等連絡会議」を設置(17年7月7日) ・小学生向けパンフレット「くらしと金融」の改訂(17年12月15日) ・金融経済教育に関するシンポジウムの開催(17年12月17日、18年1月28日、19年1月13日) ・全国の財務局・財務事務所において現場教師との懇談会を順次実施(18年4月～19年3月) ・金融庁ホームページを改訂し、子供向けコンテンツの導入を図るとともに、金融関係団体等へのリンクを実施(18年5月11日) ・学校における金融経済教育を一層推進するため、文部科学省に対し文書で、学校教育の中での取組み強化及び学習指導要領における記述の充実を要請(18年9月25日) ・高校3年生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」を改訂し、全国の高校に加え一般向けに広く配布(10万部)(19年3月) ・中学・高校生向け副教材「わたしたちの生活と金融の働き」を改訂し、①中学校向け生徒用パンフレット、②高校向け生徒用CD-ROMを作成し、全国の中学・高校に配布(19年3月)

検討項目	実施内容
行政における利用者の目線に立った広報の充実	<p>【金融行政アドバイザーの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各財務(支)局において、金融行政アドバイザーを委嘱(17年9月14日)し、広報・広聴活動を実施 ・各財務(支)局の金融行政アドバイザー代表者と金融庁幹部との意見交換会を実施(18年2月23日、19年1月18日) ・各財務(支)局の金融行政アドバイザーによる金融行政等に関する意見の概要等を公表(18年4月26日、19年1月29日) <p>【ホームページの改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部コンサルティングを活用し、金融庁ホームページを段階的に全面改訂(17年4月1日、18年3月4日) ・高齢者や障害をもっている方などが、金融庁ホームページを利用しやすいように、ウェブ・アクセシビリティ支援ツールを導入(18年4月3日)
利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・「利用者満足度向上に向けた懇談会」における議論の概要を公表(17年8月9日) ・上記結果を踏まえ、「利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立について」を発売・要請(17年8月10日、18年8月11日) ・「利用者の満足度向上に向けた各金融機関の取組みについて(平成17年度)」を公表(18年10月26日)
◇ ペイオフ解禁拡大の円滑な実施	
政策広報等を通じた制度の周知及び情報提供の浸透	<ul style="list-style-type: none"> ・各事務年度の初めに、預金保険制度に係る広報活動要領を各財務局等に送付し、広報活動の実践を要請(17年7月22日、18年8月1日) ・預金保険制度のパンフレット・ポスターを作成し、各財務局等を通じ全国の地方公共団体等へ配布(17年9月～19年3月) ・各財務局等に対する預金保険制度の研修を実施(17年12月、18年1月、19年2月)
金融機関による情報開示の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「銀行法等の一部を改正する法律」の成立(中間ディスクロージャー制度導入による開示の充実)(17年10月26日、18年4月1日施行) ・銀行法施行規則等の改正(開示の充実)(18年3月30日、4月1日施行)
検査・監督等を通じた金融機関の名寄せ等の対応確保	<ul style="list-style-type: none"> ・名寄せデータの精度の維持・向上を図るため預金保険機構と連携し、データ整備のための留意事項等につき、金融機関に対し周知徹底(17年4月28日、18年4月28日) ・預金保険機構と連携して検査を実施(17年4月～)
(2) ITの戦略的活用等による金融機関の競争力の強化及び金融市場インフラの整備 ◇ ITの戦略的活用	
技術革新の成果を積極的に享受し、金融インフラの利便性とコスト競争力の向上を実現するためのe-バンキングに関する法制の整備の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・「電子記録債権法」の国会提出(19年3月13日)
金融機関のIT投資プロセスの透明性確保、コストパフォーマンス及びリスクマネジメント能力の向上を促す方策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融機関IT活用状況実態把握アンケート」結果の公表(17年9月30日) ・金融機関のITの戦略的活用について、実務家との意見交換を実施(17年10月～) ・「ITの戦略的活用の推進に関するシンポジウム」を実施(19年1月～3月)
◇ 市場機能の充実と市場の信頼性の向上	
「投資サービス法(仮称)」の制定(再掲) 集団投資スキームの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「証券取引法等の一部を改正する法律」等の成立(集団投資スキームに関する包括的な定義等を導入)(18年6月7日)
適格機関投資家の範囲の見直し等、私募市場の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・「証券取引法等の一部を改正する法律」等の成立(募集の判定に当たり勧誘者数から除外する適格機関投資家の数の制限の撤廃)(18年6月7日)

検討項目	実施内容
<p>長期投資の促進に向けた証券税制の見直し等、金融資産の有効活用に資する金融税制改革の一層の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・18年度税制改正に当たり、株式投資優遇税制の拡充・期限延長、金融商品課税の一体化、特定口座制度の改善等の金融税制に係る要望を関係当局に提出（17年8月31日） ・特定口座制度の改善等の税制措置が盛り込まれた「所得税法等の一部を改正する等の法律」の成立（18年3月27日） ・19年度税制改正に当たり、現行証券税制（上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率）の拡充・継続、金融商品課税の一体化等の金融税制に係る要望を関係当局に提出（18年8月31日） ・上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率の適用期限の延長（1年）等の税制措置が盛り込まれた「所得税法等の一部を改正する法律」の成立（19年3月23日）
<p>財務報告に係る内部統制の強化、ガバナンス情報の充実、四半期開示等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「証券取引法等の一部を改正する法律」の成立（親会社等状況報告書）（17年6月22日。18年4月1日以降に開始する事業年度から適用） ・「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」等の施行（上場会社の親会社等に親会社状況報告書の提出を義務付け）（17年12月1日） ・企業会計審議会内部統制部会が「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」を公表（17年12月8日） ・企業会計基準委員会（ASBJ）が「四半期財務諸表の作成基準に関する論点整理」を公表（17年12月27日） ・「証券取引法等の一部を改正する法律」等の成立（財務報告に係る内部統制の評価及び監査並びに四半期開示の義務化）（18年6月7日。20年4月1日以降に開始する事業年度から適用） ・企業会計審議会が「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について」を公表（19年2月15日） ・企業会計基準委員会（ASBJ）が「四半期財務諸表に関する会計基準及び四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」を公表（19年3月14日） ・企業会計審議会が「四半期レビュー基準の設定について」を公表（19年3月27日）
<p>監査法人における内部統制の強化や、非監査業務との利益相反防止等に向けた取組みの促進及び行政・公認会計士協会によるチェック（公認会計士・監査審査会による監査法人の検査を含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士・監査審査会において、日本公認会計士協会が行った品質管理レビューの審査を238件実施するとともに、監査事務所に対する検査を検査を27件実施（17年4月～19年3月） ・監査基準等を改正（監査に関する品質管理基準の設定）（17年10月28日） ・「4大監査法人の監査の品質管理について」の公表（審査・検査結果の概要）（18年6月30日） ・「公認会計士法等の一部を改正する法律案」の国会提出（19年3月13日） ・「中小規模監査事務所の監査の品質管理について」の公表（審査・検査結果の概要）（19年3月16日）
<p>課徴金制度及び執行体制の強化、市場監視体制の一元化、自主規制機関との適切な連携等</p>	<p>【課徴金制度の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「証券取引法等の一部を改正する法律」の施行（不公正取引及び発行開示書類に関する課徴金制度）（17年4月1日） ・「証券取引法の一部を改正する法律」の施行（継続開示書類に関する課徴金制度）（17年12月1日） <p>【課徴金制度の導入に向けた体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審判官・審判手続室、課徴金調査・有価証券報告書等検査室等を設置（17年4月1日） <p>【課徴金の対象行為の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「証券取引法等の一部を改正する法律」等の成立（顧客による見せ玉等売買の申込み行為及び証券会社の自己の計算における見せ玉等売買の申込み行為による相場操縦を新たに課徴金の対象化）（18年6月7日、18年7月4日施行）、同（虚偽の四半期報告書の提出を新たに課徴金の対象化）（18年6月7日。20年4月1日以後に開始する事業年度より適用）

検討項目	実施内容
<p>課徴金制度及び執行体制の強化、市場監視体制の一元化、自主規制機関との適切な連携等（続）</p>	<p>【市場監視体制の一元化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「証券取引法の一部を改正する法律」の施行（証券会社等に対する検査権限を証券取引等監視委員会に一元化）（17年7月1日） ・「証券取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」の施行（有価証券報告書等の虚偽記載等に係る検査・報告徴求権限を関東財務局から証券取引等監視委員会に移管）（17年7月1日） <p>【課徴金制度のための体制強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券取引等監視委員会事務局を2課3室体制から5課1官体制に再編するとともに、「課徴金調査・有価証券報告書等検査室」を「課徴金・開示検査課」に改組（18年7月1日） <p>【日本証券業協会との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本証券業協会に対し、売買管理体制の整備や新規公開株の配分方法等について検討を要請 ・上記を踏まえ、日本証券業協会が売買管理体制の整備に係る理事会決議を制定（17年12月6日）、新規公開株の配分方法等に係る理事会決議の一部を改正（18年1月17日） ・「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 論点整理」を公表（18年6月30日）し、①市場仲介者としてのオペレーションの信頼性の向上、②発行体に対する証券会社のチェック機能の発揮、③投資家に対する証券会社のチェック機能の発揮、④市場プレイヤーとしての証券会社の自己規律の維持、について日本証券業協会に自主規制規則等の検討を要請 ・上記を踏まえ、日本証券業協会より「証券会社の市場仲介機能等の充実・強化及び適切な発揮に向けた本協会の取組について」において各検討項目の行動計画等を公表（18年9月19日） <p>【投資信託協会との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資信託協会に対し、①会員の法令遵守状況等把握、法令違反事例の周知徹底、研修等の充実、②指導を行うための体制整備、③ファンドマネージャーに関する自主規制ルール作成を要請 ・上記を踏まえ、①、②について投資信託協会が定款を改正（18年3月1日）、③について「役員等が自己の計算で行う株式等の取引」に関する社内規定を作成する上での留意事項を制定（18年11月17日）
<p>◇ 金融機関のガバナンス向上とリスク管理の高度化を通じた健全な競争の促進</p>	
<p>財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）」の発出・要請（17年10月7日）
<p>金融機関の取締役の資質に関する規定（Fit and Proper原則）の具体的な着眼点の明確化</p>	<p>【金融機関の取締役の資質に関する規定の監督上の着眼点の明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の改正（18年3月31日） ・「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正（18年3月31日） ・「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正（18年3月31日）
<p>社外取締役、監査役、保険計理人等によるガバナンスの実効性確保</p>	<p>【社外取締役、監査役、保険計理人等による経営管理（ガバナンス）に関する監督上の着眼点及び監督手法の明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「証券会社向けの総合的な監督指針」の策定（17年7月15日） ・「保険会社向けの総合的な監督指針」の策定（17年8月12日） ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定（17年10月28日） ・「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正（17年12月22日）
<p>金融業界自身による行動規範（code of conduct）の確立に向けた検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全銀協が銀行の基本的な行動規範を定めた「行動憲章」を制定（17年11月22日）
<p>金融機関の内部監査を充実させるためのオフサイトモニタリングの実施</p>	<p>【オフサイトモニタリングの一環として内部監査ヒアリングの実施を規定】</p> <p>【金融機関のガバナンスに対する監督上の着眼点を明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「証券会社向けの総合的な監督指針」の策定（17年7月15日） ・「保険会社向けの総合的な監督指針」の策定（17年8月12日） ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定（17年10月28日） ・「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正（17年12月22日）
<p>金融機関のガバナンスに対する監督上の着眼点の明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「証券会社向けの総合的な監督指針」の策定（17年7月15日） ・「保険会社向けの総合的な監督指針」の策定（17年8月12日） ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定（17年10月28日） ・「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正（17年12月22日）

検討項目	実施内容
市場規律の発揮に向けた金融機関の情報開示の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「保険会社向けの総合的な監督指針」の策定(ストレステストの概要等についての開示を拡充)(17年8月12日) ・「銀行法等の一部を改正する法律」の成立(中間ディスクロージャー制度導入による開示の充実)(17年10月26日、18年4月1日施行) ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定(情報開示に関する着眼点の明確化)(17年10月28日) ・銀行法施行規則等の改正(開示の充実)(18年3月30日、4月1日施行)
金融機関のCSRに対応した取組みの促進	<p>【金融機関のCSRについて、情報開示を行う場合の着眼点等を明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融先物取引業者向けの総合的な監督指針」の改正(17年7月15日) ・「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正(17年7月15日) ・「信託会社等に関する総合的な監督指針」の改正(17年7月15日) ・「証券会社向けの総合的な監督指針」の策定(17年7月15日) ・「保険会社向けの総合的な監督指針」の策定(17年8月12日) ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定(17年10月28日) ・「金融機関のCSR事例集」の公表(18年3月31日)
財務状況のみならず、様々な観点からの検査における評価制度の導入等によるメリハリの効いた効果的・選択的な行政対応	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融検査評価制度」の策定(17年7月1日) ・「金融検査評価制度」の試行開始(18年1月～) ・「金融検査評価結果の分布状況について」の公表(18年11月15日) ・「金融検査評価制度施行後における検査について」の公表(18年12月26日) ・「金融検査評価制度に関するQ&A」の公表(19年3月30日)
公的資金(優先株等)の処分についての考え方の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・「公的資金(優先株式等)の処分の考え方について」の公表(17年10月28日)
戦略的視点(公的資金注入行のガバナンスのあり方を含む)に立った金融専門人材の確保・養成(当局と民間との連携による「人材プール」の構築等)	<ul style="list-style-type: none"> ・業界団体と連携し、「人材ネットワーク」の基本スキームを構築(17年8月26日)
バーゼルⅡ(新しい自己資本比率規制)の導入に向けた金融機関のリスク管理に関するルール・態勢の整備及び検査・監督当局の体制整備	<p>【ルール・態勢の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バーゼルⅡ第1の柱(最低所要自己資本比率)に関する自己資本比率告示を制定(18年3月27日) ・「バーゼルⅡに関するQ&A」を公表(18年3月31日、7月28日、12月27日、19年3月23日) ・「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正(バーゼルⅡ第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)の実施への対応)(18年3月31日) ・バーゼルⅡに対応した金融検査マニュアルの改訂(18年12月26日) ・バーゼルⅡ第3の柱(市場規律)に関する告示を制定(19年3月23日公布、3月31日施行) ・「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正(バーゼルⅡ第3の柱(市場規律)の実施への対応)(19年3月23日公布、3月31日施行) ・バーゼルⅡにおいて利用可能な適格格付機関の認定及び格付と告示上のリスク・ウェイトとの対応関係(マッピング)を決定(18年3月31日。最終結果を19年3月30日に公布、3月31日施行) <p>【検査・監督当局の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「バーゼルⅡ推進室」の設置(17年4月1日) ・統合的にリスクを管理している金融機関の検査において、統合的なリスク管理態勢の重点的な検証を実施(17年4月～) ・「バーゼルⅡ検査準備室」の設置(18年7月25日)
銀行勘定における金利リスク等、自己資本比率の算定に含まれないリスクの適切なモニタリング等	<ul style="list-style-type: none"> ・「バーゼルⅡ第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)の実施方針について」を公表(17年11月22日) ・「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正(バーゼルⅡ第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)の実施への対応)(18年3月31日) ・信用集中リスクに係るモニタリング実施(18年3月～) ・銀行勘定の金利リスク(アウトライヤー基準)に関する報告様式の整備(19年3月30日)

検討項目	実施内容
検査・監督当局による効率的なモニタリングの実施(検査・監督当局の更なる連携強化等)	<p>【検査・監督連携会議の開催について明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「証券会社向けの総合的な監督指針」の策定(17年7月15日) ・「保険会社向けの総合的な監督指針」の策定(17年8月12日) ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定(17年10月28日) <p>【業態・テーマ毎の検査・監督連携会議の設置・開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記監督指針を踏まえ、業態・テーマ毎に検査・監督連携会議を設置・開催(17年8月30日、18年9月8日) <p>【業態ごとの監督方針の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中小・地域金融機関向け監督方針」の策定(17年7月28日、18年8月9日) ・「証券会社向け監督方針」の策定(17年10月4日、18年8月30日) ・「主要行等向け監督方針」の策定(18年8月9日) <p>【定例報告書の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関から徴求している定例報告書を見直し不要なものを廃止(17年4月12日) ・上記結果を政策評価を通じて公表(17年8月31日)
貸出債権市場の活性化(不良債権のプライシング機能の拡充)	<ul style="list-style-type: none"> ・主要行に対し、リスク管理高度化計画において、市場型間接金融の適切な使用に関する取組方針等を記載するよう要請(17年6月30日) ・「日本ローン債権市場協会」が、貸出債権の格付・年限別のプライシング情報の公表を開始(17年9月5日) ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定(リスク管理ヒアリング実施の規定)(17年10月28日) ・市場型間接金融の適切な使用に関する取組方針等を含めた、各主要行のリスク管理高度化計画の進捗状況等についてヒアリングを実施(17年10月、18年3月、10月) ・「日本ローン債権市場協会」が「シンジケーション取引におけるオペレーション側面に関する考察」を公表(18年3月1日)
早期事業再生の取組み強化(事業再生の可能性の早期見きわめ)	<ul style="list-style-type: none"> ・主要行に対し、リスク管理高度化計画において、企業再生に係る取組方針等を記載するよう要請(17年6月30日) ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定(リスク管理ヒアリング実施の規定)(17年10月28日) ・企業再生に係る取組方針等を含めた、各主要行のリスク管理高度化計画の進捗状況等についてヒアリングを実施(17年10月、18年3月～4月、18年10月) ・「私的整理に関するガイドライン研究会」が、「私的整理に関するガイドライン」を改正(17年11月4日)
オフバランス化ルールやDES等の新たな金融手法への対応についての検討	<p>【「2年3年ルール」「5割8割ルール」を廃止するとともに、オフバランス化に関する監督上の着眼点を明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本公認会計士協会との定期協議会を実施(17年6月23日、18年1月30日、19年3月7日) ・検査官研修を実施(17年7月～8月、18年7月～8月) ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定(17年10月28日)
パーゼルⅡ導入を踏まえ、主要行に対しリスク管理高度化のための計画の策定を要請	<ul style="list-style-type: none"> ・パーゼルⅡ導入を踏まえ、主要行に対し、リスク管理高度化計画の策定を要請(17年6月30日) ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定(リスク管理ヒアリング実施の規定)(17年10月28日) ・各主要行のリスク管理高度化計画の進捗状況等についてヒアリングを実施(17年10月、18年3月、18年10月)
大口与信管理態勢や債務者企業の再建計画の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・通常検査において重点的に検証を実施(17年4月～)
主要行の自己査定と検査結果の格差に係る業務改善命令の発動等	<ul style="list-style-type: none"> ・主要行の自己査定と検査結果の格差に関し、検査・監督に活用するとともに、必要に応じ業務改善命令を適時適切に発出(17年4月～)

検討項目	実施内容
繰延税金資産の自己資本への算入適正化ルールの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・主要行の自己資本比率規制における繰延税金資産の算入の適正化につき、銀行及び銀行持株会社の自己資本比率告示を改正（17年12月5日）
証券会社の自己資本規制の算定方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際的に活動する金融商品取引業者（現証券会社）グループ」の監督指針案（自己資本の適切性について規定）の検討（18年9月～）
保険会社のソルベンシー・マージン比率の見直し、新しい保険商品に係る責任準備金積立ルールや事後検証の枠組み等、財務関連ルールの整備	<ul style="list-style-type: none"> 【新しい保険商品（第三分野）に係る責任準備金積立ルール等】 ・保険業法施行規則等の一部改正（18年4月28日） 【ソルベンシー・マージン比率の見直し】 ・ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チームの立ち上げ（18年11月20日）
信託業務の健全性ルールの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「信託会社等に関する総合的な監督指針」の改正（新規参入状況や照会等を踏まえた改正）（18年4月28日）、同（信託引受審査体制の整備等）（18年7月19日） ・信託業法の見直しを含む「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の成立（18年12月8日）
<p style="text-align: center;">（3）国際的に開かれた金融システムの構築と金融行政の国際化 ◇ 金融の国際化・構造変化に対応した制度等の構築</p>	
金融のコングロマリット化に対応した金融法制の整備の検討、ヘッジファンドへの対応についての検討	<ul style="list-style-type: none"> 【金融のコングロマリット化に対応した金融法制の整備】 ・金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」において検討を開始（19年3月23日） 【ヘッジファンドへの対応】 ・「ヘッジファンド調査の概要とヘッジファンドをめぐる論点」の公表（17年12月13日） ・「ヘッジファンド調査（2006）の結果」の公表（19年3月15日） ・「証券取引法等の一部を改正する法律」等の成立（集団投資スキームに関する包括的な定義等を導入、特例業務届出制度の創設）（18年6月7日）
金融コングロマリットの検査・監督や業態横断的な問題の処理、新たな取引形態・商品の登場に対応可能な検査・監督体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融コングロマリット監督指針」の策定（17年6月24日） ・新たな取引形態・商品の登場に対応して研修内容を見直し、検査官研修を実施（17年7月～18年1月、18年7月～19年1月） ・検査・監督連携会議の開催（17年8月30日、18年9月8日） ・コングロマリット室の府令室への格上げ及び専任職員の配置を実施（18年7月1日） ・「金融コングロマリット監督指針」の改正（18年7月31日）
貸出債権の流動化・証券化を促進するためのインフラ整備	<ul style="list-style-type: none"> ・主要行に対し、リスク管理高度化計画において、市場型間接金融の適切な使用に関する取組方針等を記載するよう要請（17年6月30日） ・「日本ローン債権市場協会」が、貸出債権の格付・年限別のプライシング情報の公表を開始（17年9月5日） ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定（リスク管理ヒアリング実施の規定）（17年10月28日） ・市場型間接金融の適切な使用に関する取組方針等を含めた、各主要行のリスク管理高度化計画の進捗状況等についてヒアリングを実施（17年10月、18年3月、10月） ・「日本ローン債権市場協会」が「シンジケーション取引におけるオペレーション側面に関する考察」を公表（18年3月1日）
市場参加者のニーズを踏まえたデリバティブ市場等の活性化に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融先物取引法の一部を改正する法律」の施行（17年7月1日） ・「証券取引法等の一部を改正する法律」等の成立（デリバティブ取引に関する幅広い定義を導入）（18年6月7日）

検討項目	実施内容
<p>中小企業向けの証券市場の機能強化 (グリーンシート市場の制度整備や周知徹底等)</p>	<p>【制度整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券取引法等改正関係政令・府令の施行(グリーンシートの位置付けの明確化)(17年4月1日) ・日本証券業協会が改正日本証券業協会規則を施行(グリーンシートにおける適時開示の規則化)(17年4月1日)、同(グリーンシートにおける区分指定条件の整備)(18年4月1日) <p>【周知徹底等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーンシート及び証券仲介業制度に関する説明会の開催(東京・大阪・名古屋)(17年6月8~10日) <p>【地方証券取引所等による市場活性化等の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌証券取引所が「有価証券上場規程」等を改正(17年12月8日施行) ・福岡証券取引所が「有価証券上場規定」等を改正(18年6月1日施行)
<p>新たな金融経済取引の登場に対応し得る会計ルールの整備促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業会計基準委員会(ASBJ)が「退職給付に係る会計基準」を一部改正(17年3月16日) ・企業会計基準委員会(ASBJ)が「ストック・オプション等に関する会計基準」、「事業分離等に関する会計基準」を公表(17年12月27日) ・企業会計基準委員会(ASBJ)が「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」を一部改正(17年12月27日、18年8月11日) ・企業会計基準委員会(ASBJ)が「棚卸資産の評価に関する会計基準」を公表(18年7月5日) ・企業会計基準委員会(ASBJ)が「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」を公表(18年9月8日) ・「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」の施行(18年12月26日)
<p>◇ 金融市場の国際的地位の向上に向けた取組み</p>	
<p>証券取引における約定から決済までの時間の短縮等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行(～21年6月)に向けた関係政令・命令の改正について、引き続き整備中(17年4月～) ・一般債振替制度開始(18年1月10日) ・投資信託振替制度開始(19年1月4日)
<p>わが国市場をアジアの金融拠点にするための方策についての関係者との共同研究等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「アジア金融資本市場とわが国市場の発展に関する共同研究懇談会」論点整理の公表(18年6月30日) ・我が国の金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力向上について、金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」において議論を開始(平成19年1月30日)
<p>◇ 金融行政の国際化と国際的なルール作りへの積極的参加</p>	
<p>会計基準の国際的な収斂に向けた積極的対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・EU市場において日本企業が日本の会計基準で資金調達ができるようEU関係者に働きかけ(17年9月23日) ・企業会計基準委員会(ASBJ)と国際会計基準審議会(IASB)との間でコンバージェンス(収斂)の加速化に関する会合を開催(18年3月2日、18年10月2日) ・企業会計基準委員会(ASBJ)と米国財務会計基準審議会(FASB)との定期協議会の開催(18年5月19日、18年11月8日) ・企業会計審議会企画調整部会が「会計基準のコンバージェンスに向けて」を公表(18年7月31日) ・企業会計基準委員会(ASBJ)が「EUの同等性評価を視野に入れたプロジェクト計画表」を公表(18年10月12日) ・「日EU会計基準の動向に関するモニタリング会合(第1回)」開催(18年11月27日)

検討項目	実施内容
国際的な金融商品・サービスの取引ルール等の策定への積極的参加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険監督者国際機構（IAIS）が「保険会社のソルベンシー評価に関する国際的な共通指針」（17年10月21日）、「同指針（その2）」を公表（19年2月14日） ・ 国際証券監督者機構（IOSCO）が「集団投資スキームのガバナンスに係る調査（パート1）」を公表（18年5月）及び「取引所改革に伴う規制上の課題」を公表（18年11月） ・ IOSCOの多国間MOUへの署名のための申請を提出（18年5月22日） ・ ジョイント・フォーラムが「業務継続のための基本原則」を公表（18年8月29日） ・ バーゼル銀行監督委員会が「バーゼル・コア・プリンシプル」及び「コア・プリンシプル・メソドロジー」の改定版を公表（18年10月5日）
国際的な金融コングロマリットに対する適正な規制、検査・監督の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母国監督当局と随時に意見交換を行う等、引き続き当局間で緊密に連携（17年4月～） ・ 「金融コングロマリット監督指針」の策定（17年6月24日） ・ 検査・監督連携会議の開催（17年8月30日、18年9月8日） ・ コングロマリット室の府令室への格上げ及び専任職員の配置を実施（18年7月1日）
海外監督当局との連携強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・ トップレベルでの金融監督当局間の対話を実施（17年3月～19年1月）（米、英、仏、独、中国、韓国、香港、シンガポール、ベトナム、ドバイ） ・ 日英金融監督者協議の開催（17年4月、18年5月） ・ 日米ハイレベル証券市場対話の実施（17年6月、18年6月） ・ 総務企画局に国際担当審議官を設置（17年7月1日） ・ 国際監督業務担当職員を増員（18年7月1日） ・ 監督局において、国際的に活動を行う金融機関の監督上の諸問題について海外当局と意見交換を随時実施 <p>【海外監督当局等に対する情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政処分の発動等に際し、海外監督当局及び国内外の報道機関に対し適切な情報提供を実施（17年4月～）
経済連携協定（EPA）締結交渉への積極的取組み等、アジアにおける対話の促進	<p>【EPA締結交渉への取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タイとの間でEPAについて大筋合意（17年9月1日） ・ マレーシアとの間でEPAを締結（署名）（17年12月13日） ・ フィリピンとの間でEPAを締結（署名）（18年9月9日） ・ チリとの間でEPAについて大筋合意（18年9月22日） ・ 湾岸協力機構諸国（GCC）との間のEPA交渉に参加（18年9月、19年1月） ・ インドネシアとの間でEPAについて大筋合意（18年11月28日） ・ ブルネイとの間でEPAについて大筋合意（18年12月21日） ・ シンガポールとの間でEPA改正について大筋合意（19年1月18日） <p>【アジア各国との二国間協議等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日中金融監督者間の政策対話の実施・対話の定期化（17年5月、18年11月～12月） ・ アジアの各国当局者へのセミナーの実施（17年6月～19年3月） ・ 日シンガポール金融サービス合同委員会の開催（17年11月22日） ・ 日韓金融協議の開催（17年12月2日、18年12月13日） ・ 日中韓金融監督協力セミナーの実施（18年3月28日、19年3月22日）
WTOにおける金融サービス自由化交渉への積極的参加	<ul style="list-style-type: none"> ・ WTO金融サービス委・各国との二国間協議等を通じた自由化交渉の実施（17年6月、17年9月、18年2月、18年3月～4月、18年5月、18年7月）

検討項目	実施内容
Ⅱ. 地域経済への貢献 ◇ 地域の再生・活性化、中小企業金融の円滑化	
現行の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の総括	<ul style="list-style-type: none"> ・『リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム』に基づく取組み実績と総括的な評価について」の公表(17年6月29日) ・集中改善期間(15～16年度)における地域金融機関の特色ある取組み等に関するシンポジウムを財務局において開催(17年11月～18年2月)
新たなアクションプログラムを踏まえ、各金融機関に対し、①事業再生や中小企業金融の円滑化、②経営力の強化、③地域の利用者の利便性向上、を図るための地域の特性等を踏まえた個性的な計画の策定を要請。また、これを自主的な経営判断と情報開示等による規律の下、「選択と集中」により推進するよう要請	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム(平成17～18年度)」の策定・公表(17年3月29日) ・同プログラムにおいて、地域金融機関に対し、事業再生に向けた積極的な取組みのため、再生支援実績に関する情報開示の拡充や、再生ノウハウ共有化の一層の推進、金融実務に係る専門の人材・ノウハウの活用等を要請したほか、中小企業の資金調達手法の多様化のため、ノンリコースローンやプロジェクトファイナンス等の融資手法への取組み、等を要請 ・整理回収機構(RCC)において、再生機能の見直し及び保有債権の流動化についての考え方を公表(17年4月6日)
中小企業金融の実態に関するデータ整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「中小企業金融データリンク集」を金融庁ホームページに掲載(17年6月29日) ・「地域密着型金融推進計画の概要について」の公表(17年10月26日)
再生支援実績に関する情報開示の拡充、再生ノウハウ共有化の一層の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「私的整理に関するガイドライン研究会」が、「私的整理に関するガイドライン」を改正(17年11月4日)
中小企業等の集中的再生に向けた整理回収機構(RCC)の再生機能の見直し及び保有債権の流動化の促進、事業再生ファンドの一層の活用、DDSの適正な活用	<ul style="list-style-type: none"> ・「『地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム(平成17～18年度)』の進捗状況について」の公表(18年1月31日、18年7月4日、18年12月21日) ・重点強化期間の1年目(17年度)における地域金融機関の特色ある取組み等に関するシンポジウムを財務局において開催(18年10月～12月)
金融実務に係る専門の人材・ノウハウの活用	
シンジケートローンの活用等による再生企業に対するエグジット・ファイナンスの拡充、事業再生に取り組む企業へ真に役立つDIPファイナンスの推進	
ノンリコースローン、プロジェクトファイナンス等の融資手法への取組みの促進	
◇ 中小・地域金融機関の経営力強化	
パーゼルⅡの導入、選択制の下での内部格付け手法の採用	<ul style="list-style-type: none"> ・内部格付手法(信用リスク)の採用希望行に対するオンサイト・ヒアリングの実施(17年10月～18年5月) ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正(統合的リスク管理等)(18年3月31日) ・内部格付手法等の予備計算を実施(18年3月期、9月期) ・粗利益配分手法(オペレーショナル・リスク)に係るセルフ・アセスメント・アンケートの実施(18年6月、18年12月) ・パーゼルⅡに対応した金融検査マニュアルの改訂(18年12月26日) ・基礎的內部格付手法の採用を承認(19年3月28日) ・粗利益配分手法の採用を承認(19年3月28日)
中小・地域金融機関の新たなビジネスモデルの浸透、新規参入の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定(銀行業への新規参入の取扱いの明確化)(17年10月28日)
地域の利用者の利便性向上に向けた情報開示等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム(平成17～18年度)」の策定・公表(17年3月29日) ・同プログラムにおいて、地域金融機関に対し、地域の利用者の利便性向上のため、地域貢献等に関する情報開示や充実した分かりやすい情報開示の推進等を要請 ・「地域密着型金融推進計画の概要について」の公表(17年10月26日) ・「『地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム(平成17～18年度)』の進捗状況について」の公表(18年1月31日、18年7月4日、18年12月21日)

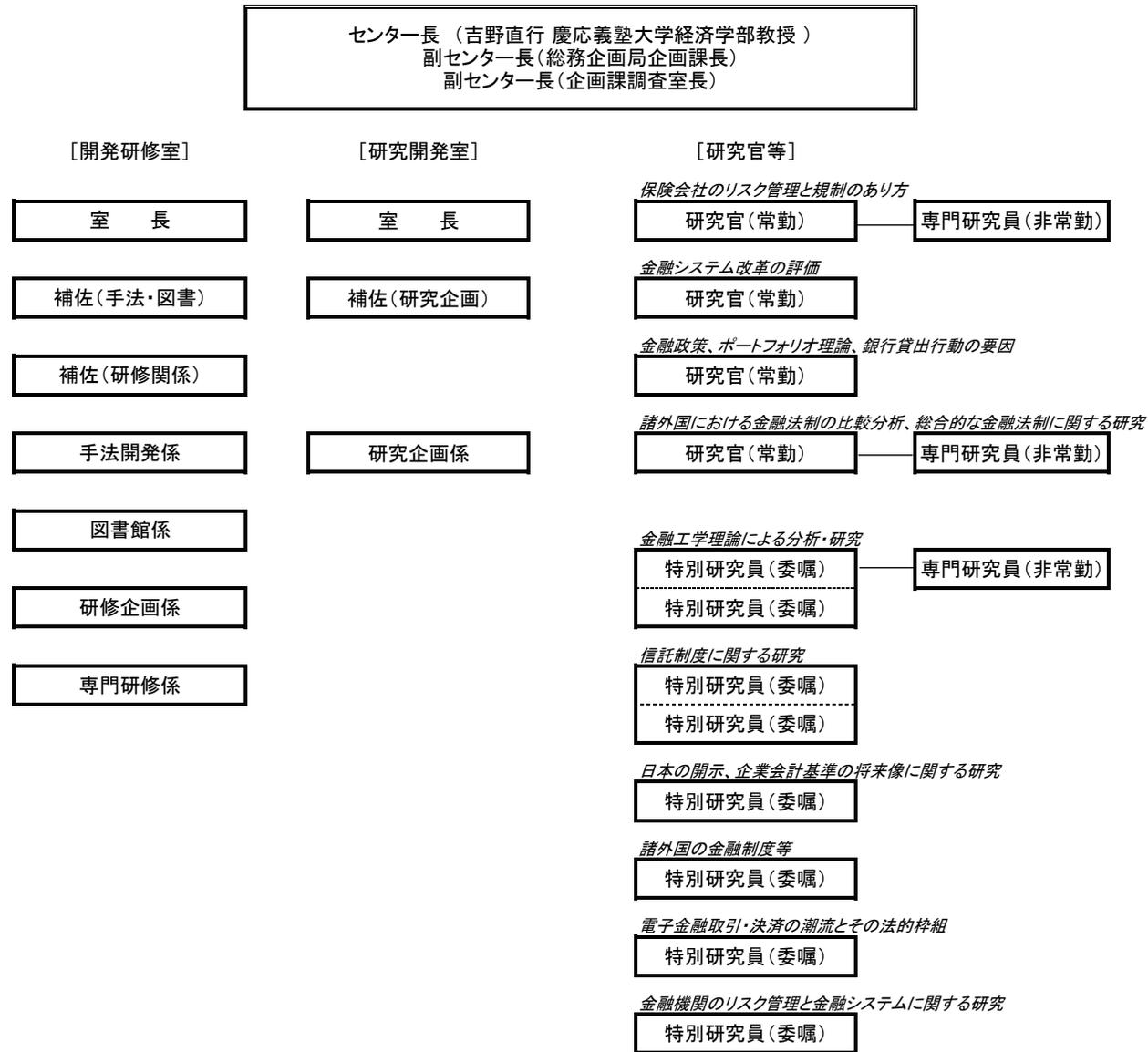
検討項目	実施内容
Ⅲ. 信頼される金融行政の確立 ◇ 金融行政の透明性・予測可能性の向上	
金融庁の行動規範 (code of conduct) の確立 (行政指導の一層の透明化・ルール化、行政処分等の透明性の確保を含む)、内外無差別原則の確認	<ul style="list-style-type: none"> 【金融庁の行動規範 (code of conduct) の確立】 ・金融庁職員の行動規範の改正 (17年4月1日) ・「金融検査に関する基本指針」の公表 (17年7月1日) ・「証券検査に関する基本指針」の公表・改正 (17年7月14日、18年7月3日) ・「金融監督の原則と監督部局職員の心得 (行動規範)」の公表 (17年9月2日) 【各種監督指針の中で行政処分手続きにおける意見交換制度を導入】 ・「金融コングロマリット監督指針」の策定 (17年6月24日) ・「金融先物取引業者向けの総合的な監督指針」の策定 (17年6月24日) ・「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正 (17年7月15日) ・「信託会社等に関する総合的な監督指針」の改正 (17年7月15日) ・「証券会社向けの総合的な監督指針」の策定 (17年7月15日) ・「保険会社向けの総合的な監督指針」の策定 (17年8月12日) ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定 (17年10月28日)
検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各業界団体との意見交換会において、随時、検査を踏まえた留意事項を金融機関にフィードバック (17年4月～) ・「金融検査指摘事例集」の公表 (17年7月27日、18年7月5日) ・「意見申出事例集」の公表 (17年7月27日、18年7月5日)
ノーアクションレター制度の活用促進、外部からの照会に対する一般的な法令解釈についての考え方の公表	<ul style="list-style-type: none"> 【ノーアクションレター制度の強化】 ・ノーアクションレター制度におけるアンケート結果の公表 (17年10月7日) ・上記結果を踏まえ、「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を改正 (17年10月7日) 【一般的な法令解釈についての公表】 ・「一般的な法令解釈にかかる書面照会手続き」の導入 (17年4月1日) ・「法令解釈事例集」を策定し、同事例集を金融庁ホームページに掲載 (17年11月9日)
金融機関破綻事例等の検証と今後の金融行政へのフィードバック	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融機関の破綻事例に関する調査」の公表 (19年3月30日)
金融庁コンプライアンス対応室の積極的活用による外部から見た透明性・客観性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・公益通報者保護法の施行 (18年4月1日) を機に、金融庁訓令において法令等遵守調査室の機能を明確化 (法律の専門家による独立した調査に基づく是正措置等の勧告・提言及び公益通報者保護法に基づく公益通報の受付・審査等) (18年3月31日) ・上記の勧告・提言のフォローアップ等を着実に実施するため、長官を委員長とする法令等遵守委員会を設置 (18年3月31日) ・上記の公益通報を公益通報者保護法に基づく公益通報として受理するか否かを判断する外部労働者通報保護委員会を設置 (18年3月31日)
財務局も活用した政策広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各財務 (支) 局において、金融行政アドバイザーを委嘱 (17年9月14日) し、広報・広聴活動を実施 ・各財務 (支) 局の金融行政アドバイザー代表者と金融庁幹部との意見交換会を実施 (18年2月23日、19年1月18日) ・各財務 (支) 局の金融行政アドバイザーによる金融行政等に関する意見の概要等を公表 (18年4月26日、19年1月29日)

検討項目	実施内容
◇ 行政の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進	
電子政府の推進による安全・適切・便利で効率的な行政の実施、金融市場の参加者及び利用者の利便性向上	<p>【主要業務・システム最適化計画に即した対応の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要業務・システムの見直し方針の策定(17年6月29日) ・主要業務・システムの見直し方針を踏まえ、主要業務・システムの最適化計画を策定(18年3月28日) ・金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画に基づく次期システムの構築に向けた仕様書(要件定義)の策定(18年度) ・有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画に基づく次期システムの設計・開発(18年度) ・金融庁ネットワーク(共通システム)最適化計画に基づく次期ネットワークの構築に向けた仕様書(要件定義)の策定等(18年度) <p>【EDINETの高度化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画に基づき、20年4月のXBRL導入及び新システム稼働に向けシステムの再構築を進めるとともに、EDINETの高度化に関する協議会実務者検討会において実務面の検討を実施(18年度)
電子政府の推進による安全・適切・便利で効率的な行政の実施、金融市場の参加者及び利用者の利便性向上(続)	<p>【電子申請・届出の利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請・届出手続の利用促進策として、広報誌への利用案内の掲載、リーフレットの配布等の周知活動の実施(17年10月～11月、18年11月～12月) <p>【CIO補佐官の役割強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム調達において、CIO補佐官が調達内容を検証するなど、積極的に関与(17年5月～)
金融機関の経営実態に的確に対応し、監督当局と被検査金融機関の双方にとって効率的な検査のあり方の検討	<p>【検査の効率化の明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融検査に関する基本指針」の策定(17年7月1日) ・「検査基本方針及び検査基本計画」の策定(17年7月8日、18年7月27日) ・上記を踏まえ、金融機関の内部監査機能の活用のほか、資料提出における電子媒体の活用等を促進
「金融庁総点検プロジェクト」に基づく金融庁の組織・体制の総点検及び見直し(調査・研究機能の活用等を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・課徴金制度の導入に対応するため、審判官、審判手続室、課徴金調査・有価証券報告書等検査室等を設置(17年4月1日) ・総務企画局審議官(国際担当)の設置(17年7月1日) ・総務企画局に企業開示課の設置(17年7月1日) ・官房機能・研究機能等の見直しのため、総務企画局内の所掌事務を再編(17年7月1日) ・総務企画局に市場業務担当参事官及び企業開示業務担当参事官を設置(18年7月1日) ・証券取引等監視委員会の体制を2課3室体制から5課1官体制へ再編(18年7月1日) ・監督局にコングロマリット室を設置(18年7月1日) ・検査局に評定審査官を設置(18年7月1日)
金融当局の人材強化に向けた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁人材強化プログラム」の公表(17年9月2日) ・検査官教育のためのe-ラーニングコンテンツ作成等経費の確保(18年度予算成立)(18年3月27日) ・金融実務経験者や法律・会計の民間専門家等の人材を確保(18年4月～) ・市場監視機能強化に対応するため、「市場行政・監視課程」を新設し、経験年数に応じて必要とする知識の付与を行う重層的な研修体系を再構築(市場監視・監督基礎研修、証券検査実践研修、市場行政法令適用研修など)(18年4月～) ・人材強化プログラムへ対応するため、金融実務に関する専門的な研修の受講機会などを拡充(金融関連法研修、デリバティブ研修など)(18年4月～) ・人事院の経験者採用システムを利用した試験による司法試験合格者の採用(18年12月1日) ・通信研修のコース拡充(不動産鑑定士コース)(18年10月～)
国民の金融商品・サービスに対する満足度の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関についての「利用者満足度アンケート」の結果の公表(18年4月7日、19年3月22日)

「金融改革プログラム」の終了にあたっての所感
(閣議後記者会見冒頭発言要旨)

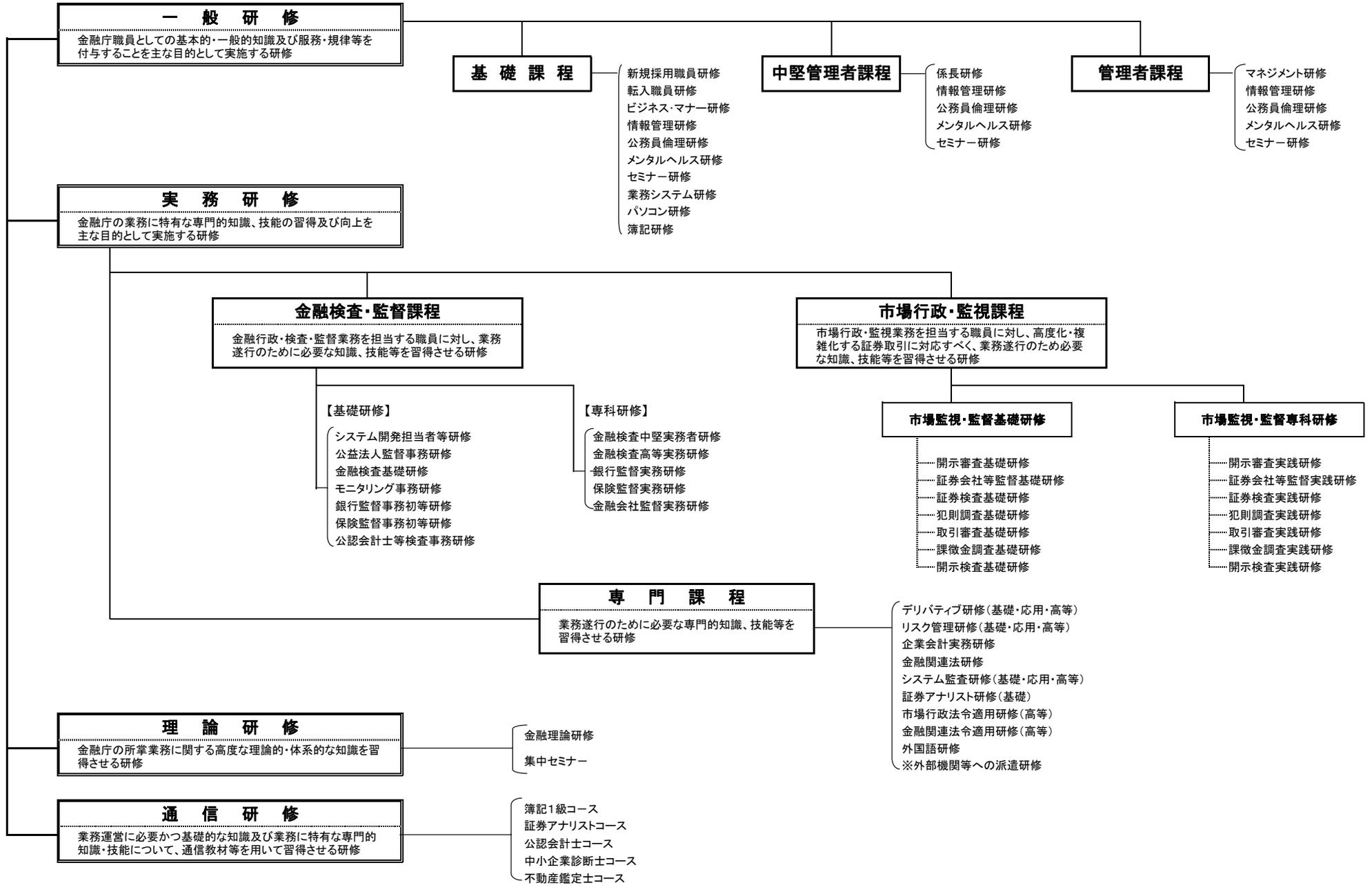
1. 3月末をもって、17年4月からの2年間を対象とした「金融改革プログラム」の対象期間が終了します。
2. 「金融改革プログラム」は、我が国金融行政が不良債権問題への対応から脱却し、将来の望ましい金融システムを目指す局面へ移行する過程で重要な役割を果たしました。この間、金融商品取引法制や改正貸金業法等が成立し、市場監視機能の強化が実現する等、「金融改革プログラム」の目標は概ね達成されたと考えております。
3. 金融庁としては、今後とも、利用者のニーズや社会経済の動向、金融環境の変化等に応じ、不断に新たな課題に取り組んでいく必要があると考えております。以下、今後の主な課題を申し上げます。
 - 第一に、我が国金融・資本市場の国際競争力の一層の強化です。金融審議会のスタディグループにおける市場改革の検討を加速するとともに、公認会計士法の改正や会計基準の調和等に取り組みます。
 - 第二に、利用者保護の徹底と利用者利便の向上です。金融商品取引法制の本格施行を適切かつ円滑に進めるとともに、再チャレンジ支援の観点からも、多重債務者対策に万全を期してまいります。
 - 第三に、地域密着型金融の推進です。不動産担保・保証に過度に依存しない融資の拡充等を図るとともに、先般の総理のご指示も踏まえ、関係省庁とも連携して地域経済の再生に向けた取組みを支えてまいります。
 - 第四に、金融機関におけるガバナンスの強化やコンプライアンスの徹底です。18年度決算からバーゼルⅡの適用が始まりますが、金融機関自らのリスク管理の高度化等を通じ、健全な競争の促進を図ります。
 - 第五に、金融行政の信頼性の更なる向上と人材の強化に努めます。
4. 「金融改革プログラム」は終了しますが、金融庁においては、今後とも、利用者満足度が高く、地域経済に貢献し、国際的にも魅力のある金融・資本市場の実現とともに、透明で信頼される金融行政の確立を目指してまいります。

以上



※ 研究官は、任期付職員法に基づき、任期(当初2年間)を定めて外部より採用している。

平成18年度 研修計画体系図



平成18事務年度(平成18年7月～19年6月)研修実施状況

(H19. 6. 30現在)

区分	課程	研修名(コース名)	目的	実施月	主な科目	
一般研修	基礎課程	新規採用職員研修 (Ⅰ～Ⅲ種合同) (Ⅰ種) (Ⅱ種) (Ⅲ種)	金融庁職員として必要最低限の基礎的知識及び金融知識の付与	I～Ⅲ種合同:4月 I種:4月 II種:4月～5月 III種:4月～5月	国家公務員法、金融庁の組織、倫理規程、情報管理、ビジネスマナー、簿記、財務諸表論、行政法、会計法 等	
		転入職員研修	当庁の機構、業務内容等の基礎的知識の付与	4月 7月 10月 1月	金融庁の組織、庁の基本実務、倫理規程、セキュリティポリシー、個人情報保護法関係 等	
		ビジネス・マナー研修	社会人として相応しい接遇等の知識の付与	9月	言葉遣いや話し方、立ち居振舞い、来客対応の基本、指示命令の受け方 等	
	基礎課程 中堅管理者課程 管理者課程	情報管理研修	個人情報保護法に基づく情報管理等に必要な基本的知識の付与	9月 1月	個人情報保護法、個人情報管理、行政文書管理、情報セキュリティポリシー 等	
	基礎課程 中堅管理者課程 管理者課程	公務員倫理研修	公務員倫理の涵養 等	12月	職員の倫理規程 等	
	基礎課程 中堅管理者課程 管理者課程	メンタルヘルス研修	メンタルヘルス、セクシャルハラスメントに関する基礎的知識の付与	9月	メンタルヘルス、セクシャルハラスメントの防止策 等	
	基礎課程 中堅管理者課程 管理者課程	セミナー研修	金融庁職員として承知しておくべき一般的・総合的な知識の付与	6月:確率・統計の基礎 7月:政令・府令の作成事務手続	公務員として必要となる一般的・総合的な知識 等	
	管理者課程	マネジメント研修	管理職のマネジメントに関する基礎的知識の付与	11月 2月	マネジメント(部下の労務管理、業務分担、モチベーション等の維持・向上)関係	
	中堅管理者課程	係長研修				
		(新任係長コース)	係長としての基礎的知識の付与	9月	係長の心構え、セクシャル・ハラスメント防止策、メンタルヘルス、個人情報保護法関係 等	
	(新任総務係長コース)	総務係長としての基本的知識の付与	7月	総務係長の業務、カウンセリング制度、国会対応、取材対応 等		
実務研修	金融検査・監督課程	システム開発担当者等研修	庁内各システムの開発・運用に必要なIT関連の基礎的知識の付与	8月 12月	プログラム開発、システム設計、プロジェクトマネジメント 等	
		公益法人監督事務研修	公益法人の監督に関する基礎的知識の付与	10月	公益法人の組織運営、公益法人の監督実務、公益法人の会計 等	
		金融検査基礎研修	金融検査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月 1月	金融検査の流れ、資産査定基礎、信用リスク管理の基礎、市場リスク管理の基礎、資産査定事例研究 等	
		モニタリング事務研修	金融機関のモニタリングに係る分析手法等に関する基礎的知識の付与	9月	リスク管理総論、金融機関の収益管理、コーポレートガバナンス、金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準 等	
		銀行監督事務初等研修	預金取扱金融機関の監督に関する基礎的知識の付与	7月	銀行法、銀行等監督の現状、銀行の財務諸表、銀行の業務、金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準、情報(文書)管理 等	
		保険監督事務初等研修	保険会社等の監督に関する基礎的知識の付与	7月	保険業法等、保険会社監督の現状、小額短期保険業者の現状、小額短期保険業者監督の現状、生保計理入門、損保計理入門、生命保険会社の財務諸表、情報(文書)管理 等	
		公認会計士等検査事務研修	公認会計士等検査に関して必要な専門的知識の付与	7月	公認会計士制度、監査論、品質管理レビュー制度の概要、会計基準の国際動向 等	
		金融検査中堅実務者研修	金融検査に関する専門的知識・スキルの習得	7月 1月	評定制度について、不動産の流動化、償却・引当の考え方、税効果会計 等	
		金融検査高等実務者研修	金融機関の経営実態把握及び検査班のマネジメント等に必要な知識・スキルの習得	7月 1月	主任検査官の心得、検査班のマネジメントについて、評定制度について、流動化案件の検証について 等	
		銀行監督実務者研修	預金取扱金融機関の監督に関する専門的知識の付与	8月	コーポレートガバナンス、税効果会計、金融商品会計、固定資産の減損会計、金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準 等	

区分	課程	研修名(コース名)	目的	実施月	主な科目
実務研修	金融検査・監督課程	保険監督実務研修	保険会社等の監督に関する専門的知識の付与	8月	保険会社等監督の現状、少額短期保険業者監督の現状、保険契約者保護制度、生命保険会計、損害保険会計等
		金融会社監督実務研修	金融会社の監督に関する専門的知識の付与	10月	貸金業者を取り巻く現状、前払式証券等を取り巻く現状、資産流動化を取り巻く現状等
	市場行政・監視課程	市場監視・監督基礎研修	市場監視・監督事務を遂行するうえで必要不可欠な基礎的知識の付与	7月 1月	証券取引法、関係法令、証券取引所の諸規則等、証券会社の業務、証券会社経理入門、株式会社法概論等
		開示審査基礎研修	企業開示審査事務に関する基礎的知識の付与	7月	ディスクロージャー制度の概要、大量保有報告制度の概要、商法、会計法、企業財務分析等
		証券会社等監督基礎研修	証券会社、取引所等の監督に関する基礎的知識の付与	7月	証券会社を取り巻く状況、証券会社監督の現状、取引所監督の現状、証券会社経理入門、情報(文書)管理等
		証券検査基礎研修	証券検査に必要な基礎的知識の付与	7月	証券検査実務(証券検査の流れ、検査対象先の業務)等
		犯則調査基礎研修	犯則調査に関して必要な基礎的知識の付与	7月	犯則調査実務(市場調査・企業財務・質問調査・相場操縦・銀行調査等)、捜査実務等
		取引審査基礎研修	市場監視に必要な基礎的知識の付与	7月	取引審査実務概要、証券取引所売買審査業務、インターネット審査、価格形成等
		課徴金調査基礎研修	課徴金調査に関して必要な基礎的知識の付与	7月	犯則調査実務(市場調査・企業財務・質問調査・銀行調査等)、捜査実務等
		開示検査基礎研修	有価証券報告書等検査に関して必要な基礎的知識の付与	7月	有価証券報告書作成実務、届出審査のための法人税申告書等の見方、財務分析等
		市場監視・監督専科研修	市場監視・監督業務を遂行するうえで必要な体系的な法的知識等有用な知識の付与	7月 1月	証券市場をめぐる諸問題、発行市場の現況、最近の投資信託事情について、最近の経済犯罪について等
		開示審査実践研修	企業開示審査事務に関する高度な専門的知識の付与	11月	企業財務行政の課題、企業会計審議会の動向、企業会計基準委員会の動向、国際会計基準について、審査事務事例研究等
		証券会社等監督実践研修	証券会社、取引所等の監督に関する専門的知識の付与	8月	証券監督の現状、証券業協会の現状、証券市場改革について、証券取引所をめぐる動き等
		証券検査実践研修	証券検査に必要な専門的知識の付与	7月 12月	事例研究(本人確認法・取引の公正性・財務の健全性等)等
		犯則調査実践研修	犯則調査に関して必要な専門的知識の付与	9月 12月	犯則調査実務、セミナー等
		取引審査実践研修	市場監視に必要な専門的知識の付与	10月 1月	事例研究、新商品研究等
		課徴金調査実践研修	課徴金調査に関して必要な専門的知識の付与	7月 1月	株価操縦事案、内部者取引事案等
	開示検査実践研修	有価証券報告書等検査に関して必要な専門的知識の付与	7月 1月	関連法令、有価証券報告書等検査実務等	
	専門課程	企業会計実務研修	連結決算、時価会計等、会計制度に関する知識の付与	6月 3月	国際会計基準、連結決算、税効果会計、時価会計、キャッシュフロー計算書等
		金融関連法研修	金融を取り巻く関連法(会社法、民法、倒産関連法等)に関する知識の付与	7月 1月	会社法、民法(物権・債権)、倒産処理法制、商法(M&A)等
		デリバティブ研修	入門、基礎レベルの知識からリスク管理等の応用レベルの知識まで、デリバティブ業務に関する広範囲な知識の付与	8月 12月 3月	原資産の知識、フューチャー、スワップ、オプション、リスク管理
		リスク管理研修	金融機関等のリスク管理に関する必要な知識の付与	7月	リスク管理総論、市場リスク管理の理論・実務、信用リスク管理の理論・実務等
		システム監査研修	金融機関等のシステム監査に関する基礎的知識の付与	12月	システム監査の意義、システム監査の進め方、システム監査人の役割、システム監査を取り巻く動向等

区分	課程	研修名(コース名)	目的	実施月	主な科目
実務研修	専門課程	外国語研修			
		(特別コース (グループレッスン))	海外監督当局との折衝などに必要な実践的な語学力の維持・向上	10月	同時通訳のできる講師を招き、同時通訳の訓練方法を取り入れたグループレッスン
		(特別コース (プライベートレッスン))	海外監督当局との折衝などに必要な実践的な語学力の維持・向上	4月 10月 1月	外国人講師を招き、研修生のレベルに応じたプライベートレッスン
		(一般コース)	外国語(英語)に関する語学力の維持・向上	4月・10月・1月期 (各期3か月間)	外部の研修機関が提示するメニューから自分にあったコースを選択(通学研修)
理論研修		金融理論研修	金融業務に関する高度の理論的・体系的な知識の習得	9月	金融システム概論、マクロ経済学、リスク管理、金融機関の収益構造、各国の金融制度と金融危機対応 等
		集中セミナー	金融を巡るタイムリーな全庁的テーマについての総合的知識の付与	9月	法令改正、会計関連等、金融を巡るタイムリーなテーマ
通信研修		簿記1級コース	日商簿記1級レベル相当の知識の付与	11月～	商業簿記、工業簿記
		簿記2級コース	日商簿記2級レベルの知識の付与	11月～	商業簿記、工業簿記及び問題演習 等
		証券アナリストコース	証券アナリスト(1次レベル)相当の知識の付与	11月～	証券分析、ポートフォリオ・マネジメント、財務分析 等
		公認会計士コース	公認会計士と同等な知識の付与	11月～	財務会計論、管理会計論、監査論、企業法等
		中小企業診断士コース	中小企業診断士(1次レベル)相当の知識の付与	11月～	企業経営理論、中小企業経営論、財務会計論、経済学、運営・管理、助言論、企業法等
		不動産鑑定士コース	不動産鑑定士(短答式試験レベル)相当の知識の付与	11月～	鑑定理論、民法、会計学、経済学 等

検査局主催研修の実施状況(18検査事務年度)

研修名等	目的	実施月	主な科目
主要行等業態別の研修	業態毎に必要な実践的知識の付与を目的とする。	7月～8月	検査の実施に際しての具体的な留意点 等
模擬査定研修	研修生を検査官役、ベテラン検査官を支店長役として、教材となるラインシートに基づき、模擬の資産査定業務を経験させることによって、経験の浅い検査官の資産査定に関する能力の向上を図る。	8月	模擬査定
検査局夏期全体研修	検査局職員に対し、検査上の心構え等の啓蒙を目的とする。	8月	サービス・情報管理、検査に当たっての心構え 等
出勤日研修	タイムリーなトピックス等について採り上げ、知識の付与を行う。	9月	統合的リスク管理 基礎研修対象者向け意見交換会
		11月	繰延税金資産
		2月	金融検査マニュアルの改訂 等
転入者研修(8、4月期)	金融検査に必要な基礎的な知識・実務の習得を図る。	8月 4月	検査官の心得、資産査定の基礎 等

【記者会見等回数等】

1. 大臣会見回数 95回

(注) 平成18年9月25日以前は、金融担当大臣は経済財政政策担当大臣を兼務しているが、上記記者会見回数には、経済財政諮問会議後記者会見及び月例経済報告等関係閣僚会議後記者会見など経済財政政策担当大臣としての記者会見は含まない。

(重要な報道発表等に係る大臣記者会見)

平成18年9月26日	(火)	閣議後記者会見(内閣総辞職)
平成18年9月26日	(火)	初閣議後記者会見

- 2. 長官会見 42回
- 3. 記者ブリーフ回数 80回
- 4. 市場関係者等との意見交換会回数 1回

平成18事務年度政府広報実績

	媒体（広報実施時期）		テーマ
新聞	記事下広告	一般紙（12月18日地方紙65紙）	本人確認法施行令の改正
	突出し	一般紙（9月26日産経、27日朝日、28日フ ロク3紙、29日読売、10月1日毎日）	借り過ぎ・多重債務に注意！！
	突出し	一般紙（10月21日朝日、22日日経）	本人確認法施行令の改正 本人確認にご協力ください
	突出し	一般紙（12月26日フ ロク3紙、28日、29日地 方紙65紙）	本人確認法施行令の改正 10万円を超える振込みを行う方へ！
	突出し	一般紙（1月15日読売、17日産経、18日毎 日、20日朝日、21日日経）	本人確認法施行令の改正 10万円を超える振込みを行う方へ！
	突出し	スポーツ紙（3月8日 日刊スポーツ、サ ンケイスポーツ、スポーツニッポン、報知 新聞）	多重債務者対策 借金の返済で困っている方々へ！
	突出し	一般紙（3月5日読売、6日フ ロク3紙、7 日産経、8日毎日、9日地方紙65紙、10日 朝日）	多重債務者対策 借金の返済で困っている方々へ！
	突出し	一般紙（3月11日日経）	大量保有報告書のEDINETによる提出の 義務化
雑誌	雑誌広告	E S S E（12月7日売号）	本人確認法施行令の改正
	雑誌広告	ヤングジャンプ・女性セブン（12月14日売 号）、TV T a r o（12月19日売号）、J U N O N・ビックコミックオリジナル・週 刊文春（12月20日売号）、クロワッサン （12月25日売号）、CLASSY（12月26日）	本人確認法施行令の改正
テレビ	定時番組	キク！みる！（フジテレビ・12月15日）	本人確認法施行令の改正
	定時番組	政策対談 明日への架け橋 （CS朝日ニュースター・12月16日）	本人確認法施行令の改正
	定時番組	ご存じですか～生活ミニ情報～ （日本テレビ・12月25日）	本人確認法施行令の改正
	定時番組	そこが聞きたい！日本の明日 （フジテレビ・1月7日、14日）	本人確認法施行令の改正
	定時番組	ニッポン早わかり （テレビ神奈川・3月24日）	貸金業法改正と多重債務者対策
	定時番組	政策対談 明日への架け橋 （CS朝日ニュースター・3月31日）	貸金業法改正と多重債務者対策
	定時番組	ドゥ！JAPAN （日経CNBC・4月19日）	証券市場改革（株式等の電子化（ペーパーレ ス化））について
ラジオ	定時番組	グットモーニングジャパン（TBSラジ オ）お知らせコーナー（10月29日）	本人確認法施行令の改正
出版物	定期刊行物	C a b i ネット（9/15）・行政NAVI	金融庁ホームページの紹介
	定期刊行物	時の動き：11月号・施策ファイル	本人確認法施行令の改正
	定期刊行物	C a b i ネット（11/1）・行政ACCESS	本人確認法施行令の改正
	定期刊行物	時の動き：3月号 政策フラッシュ	貸金業法改正と多重債務者対策
		音声広報CD「明日への声」vol.13 （9月上旬）	借り過ぎに注意！
		時の動き点字版 vol.13（9月下旬）	少額短期保険業
インター ネット		政府広報オンライン・ピックアップ（9月 1日）	借り過ぎに注意！
		政府インターネットテレビ・24ch行政の現 場から（10月26日）	本人確認法施行令の改正
		政府インターネットテレビ・23chくらしの お役立ち情報（12月7日）	本人確認法施行令の改正
		政府広報オンライン・映像コーナー（2月 1日）	未公開株購入の勧誘にご注意！ ～一般投資家への注意喚起～
その他	モバイル携帯端末	9月25日から10月1日	借り過ぎに注意！
	モバイル携帯端末	10月16日から10月22日	本人確認法施行令の改正
	モバイル携帯端末	12月25日から12月31日	本人確認法施行令の改正
	モバイル携帯端末	3月5日から3月11日	貸金業法改正と多重債務者対策
	電光板ニュース	9月25日から10月1日	借り過ぎに注意！

意見提出手続き（パブリック・コメント手続き）実施一覧

平成18事務年度（平成18年7月～平成19年6月）

（金融庁ホームページより抜粋）

公表日	案件名	締切日
19. 6. 29	「日本郵政株式会社が銀行持株会社等である場合の届出に関する手続等を定める内閣府令(案)」等の公表について	19. 7. 30
19. 6. 15	投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号イの規定に基づき株価指数を定める件を改正する告示案の公表について	19. 7. 15
19. 6. 11	「多重債務者相談マニュアル」(案)の公表について	19. 6. 26
19. 5. 31	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正(案)の公表について	19. 7. 2
19. 5. 18	「信託検査マニュアル(金融検査マニュアル別編[信託業務編])」の一部改訂(案)の公表について	19. 6. 18
19. 5. 17	証券取引法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係内閣府令案の公表について	19. 6. 18
19. 5. 9	「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「少額短期保険業者向けの監督指針」の一部改正(案)の公表について	19. 6. 11
19. 4. 13	金融コングロマリット監督指針の一部改正(案)の公表について	19. 5. 21
19. 4. 13	金融商品取引法制に関する告示案の公表について	19. 5. 21
19. 4. 13	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(案)の公表について	19. 5. 21
19. 4. 13	金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等の公表について	19. 5. 21
19. 4. 11	「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「少額短期保険業者向けの監督指針」の一部改正(案)の公表について	19. 5. 11
19. 4. 10	「銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を改正する件(案)」等、並びに、主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正(案)の公表について	19. 5. 11
19. 4. 4	「信託法及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令等の整備に関する政令(案)」及び「信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)」の公表について	19. 5. 4
19. 3. 30	「保険業法施行令の一部を改正する政令(案)」及び「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」の公表等について	19. 5. 1
19. 2. 26	証券会社に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)の公表について	19. 3. 27
19. 2. 21	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	19. 3. 22
19. 2. 16	「前払式証券の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	19. 3. 18
19. 2. 16	主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等の一部改正(案)の公表について	19. 3. 19

公表日	案件名	締切日
19. 2. 6	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について	19. 3. 7
19. 2. 6	「証券取引法施行令の一部を改正する政令（案）」の公表について	19. 3. 7
19. 1. 26	テロ資金供与・マネーロンダリング防止に係る主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正（案）の公表等について	19. 2. 26
18. 12. 27	バーゼルⅡ第1の柱に関する告示の一部改正（案）及び第3の柱に関する告示（案）等の公表について	19. 1. 26
18. 12. 26	「金融検査評定制度」の一部改正（案）の公表について	19. 1. 26
18. 12. 26	金融検査マニュアルの改訂について	19. 1. 26
18. 12. 18	「信託業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について	19. 1. 17
18. 12. 15	主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正（案）の公表について	19. 1. 15
18. 12. 5	「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「少額短期保険業者向けの監督指針」の一部改正（案）の公表について	19. 1. 9
18. 11. 28	船主相互保険組合法施行規則等の一部を改正する内閣府令案の公表について	18. 12. 28
18. 11. 21	企業会計審議会内部統制部会の公開草案の公表について	18. 12. 20
18. 11. 21	企業会計審議会監査部会の公開草案の公表について	18. 12. 20
18. 11. 16	バーゼルⅡ適用開始後における金融検査について	18. 12. 18
18. 11. 7	「貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について	18. 12. 7
18. 10. 24	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）の公表について	18. 11. 24
18. 10. 13	標準責任準備金の積立方式及び計算基礎率を定める件の一部改正に関する告示（案）の公表について	18. 11. 13
18. 10. 2	預金保険法施行規則の一部を改正する命令（案）の公表について	18. 11. 1
18. 9. 15	「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）の公表について	18. 10. 16
18. 9. 13	「証券取引法等の一部改正に伴う証券取引法施行令等の改正案」の公表について	18. 10. 13
18. 8. 2	「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案」、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」の公表について	18. 9. 1
18. 8. 1	証券会社に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）及び証券会社向けの総合的な監督指針の一部改正（案）の公表について	18. 9. 1
18. 7. 31	「証券会社の行為規制等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について	18. 8. 31
18. 7. 28	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）等」の公表について	18. 8. 28
18. 7. 24	会社法施行に伴う自己資本比率告示の一部改正（案）等の公表について	18. 8. 24
18. 7. 10	「平成18年度金融庁政策評価実施計画」の策定等について	18. 11. 30

平成 17 年 9 月 14 日

金融庁

金融行政アドバイザー制度の導入について

金融行政アドバイザー制度については、本年 3 月に公表された金融改革プログラム「工程表」において財務局に設置することが盛り込まれていたところですが、今般、同制度を別紙のとおり導入し、各財務(支)局において以下のとおりアドバイザーの委嘱を完了したことから公表します。

○ 金融行政アドバイザー委嘱状況

委嘱者数 各財務(支)局 5 名、合計 50 名(うち女性 18 名)。内訳は次の通り。

- | | |
|-------------------------------------|------|
| ① 金融機関の利用者(中小企業経営者等) | 15 名 |
| ② 商工会議所等の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等 | 14 名 |
| ③ 消費者団体職員、地方公共団体(消費者相談窓口担当)の職員等 | 8 名 |
| ④ 大学教授等の教育関係者、コンサルタント、フィナンシャルプランナー等 | 13 名 |

「金融行政アドバイザー」には、

- ① 金融行政に関する意見等を報告いただく、
- ② 金融知識の普及、金融経済教育、利用者保護策、地域密着型金融の推進に係る取組み等金融行政に関する広報に参画していただく、

といった役割を期待しています。

お問い合わせ先

金融庁 TEL:03-3506-6000(代)

総務企画局政策課

(内線 3167、3168)

金融行政アドバイザー制度の概要

1 目的

国民から、広く金融行政に関する意見や反響を的確に把握、収集することにより、金融行政の企画・立案及び事務運営の改善に役立て、金融行政サービスの一層の向上を図るとともに、国民への積極的な情報提供を行うことにより、金融行政に対する国民の理解の向上を図ることを目的とする。

2 金融行政アドバイザーの任務

- (1) 金融行政に関する意見等を報告すること。
- (2) 金融知識の普及、金融経済教育、利用者保護策、地域密着型金融の推進に係る取組み等の金融行政に関する広報に参画すること。

3 金融行政アドバイザーの選定基準

- (1) 金融機関等の利用者や商工会議所等の経営相談員等で、金融行政に関心を持ち公平かつ率直に意見等を報告できる者及び金融知識の普及活動、金融経済教育、利用者保護策等に素養のある者。
- (2) 財務(支)局管轄内に住所あるいは勤務先のいずれかを有する者。

4 金融行政アドバイザー連絡会議の開催

金融庁及び財務(支)局ごとに、年1回、金融行政アドバイザー連絡会議を開催し、金融行政アドバイザーから意見等の報告を受ける。

5 設置人員等

財務(支)局毎に5名程度(全国で50名程度)配置する。各財務(支)局長が選定し委嘱を行う。

6 委嘱期間

金融行政アドバイザーの任期は2年以内とする。また、再任は妨げないものとする。

「金融サービス利用者相談室」運営方針について

1. 基本的役割

- 金融サービス利用者の利便性向上の観点から、金融行政に関する利用者からの、電話・HP・ファックス等を通じた金融庁への質問・相談・意見等に一元的に対応する。
- 相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、企画立案・検査・監督において活用する。
- 「相談室」は金融機関と利用者との個別取引に係る斡旋・仲介・調停は行わず、担当の業界団体等を紹介する。

2. 各業界団体等との連携の取り方について

- 各業界団体等と効果的な連携を図りつつ「相談室」を運営するために、各協会等の相談実務担当者と当庁「相談室」担当者との意見交換を行う。
- 「相談室」から利用者へ各団体を紹介するに当たっては、各協会等の連絡先だけでなく、その機能や相談に際しての留意点等もあわせて、伝達する。
- 金融サービス利用者相談室長を金融トラブル連絡調整協議会メンバーとし、相談室の活動状況について適宜報告を行う他、メンバーである業界団体・自主規制機関、消費者行政機関等と意見・情報交換を積極的に行う。

3. 「相談室」の広報について

- 「相談室」に寄せられた相談件数や主な相談事例のポイントについて、当庁ホームページで四半期毎に公開する。
- 「相談室」及び「相談室」立上げ後も存続予定の既存各種窓口の案内を、当庁ホームページ上で、同一コーナーにまとめて掲載するとともに、それぞれの設置趣旨を分かりやすく明記する。

以上

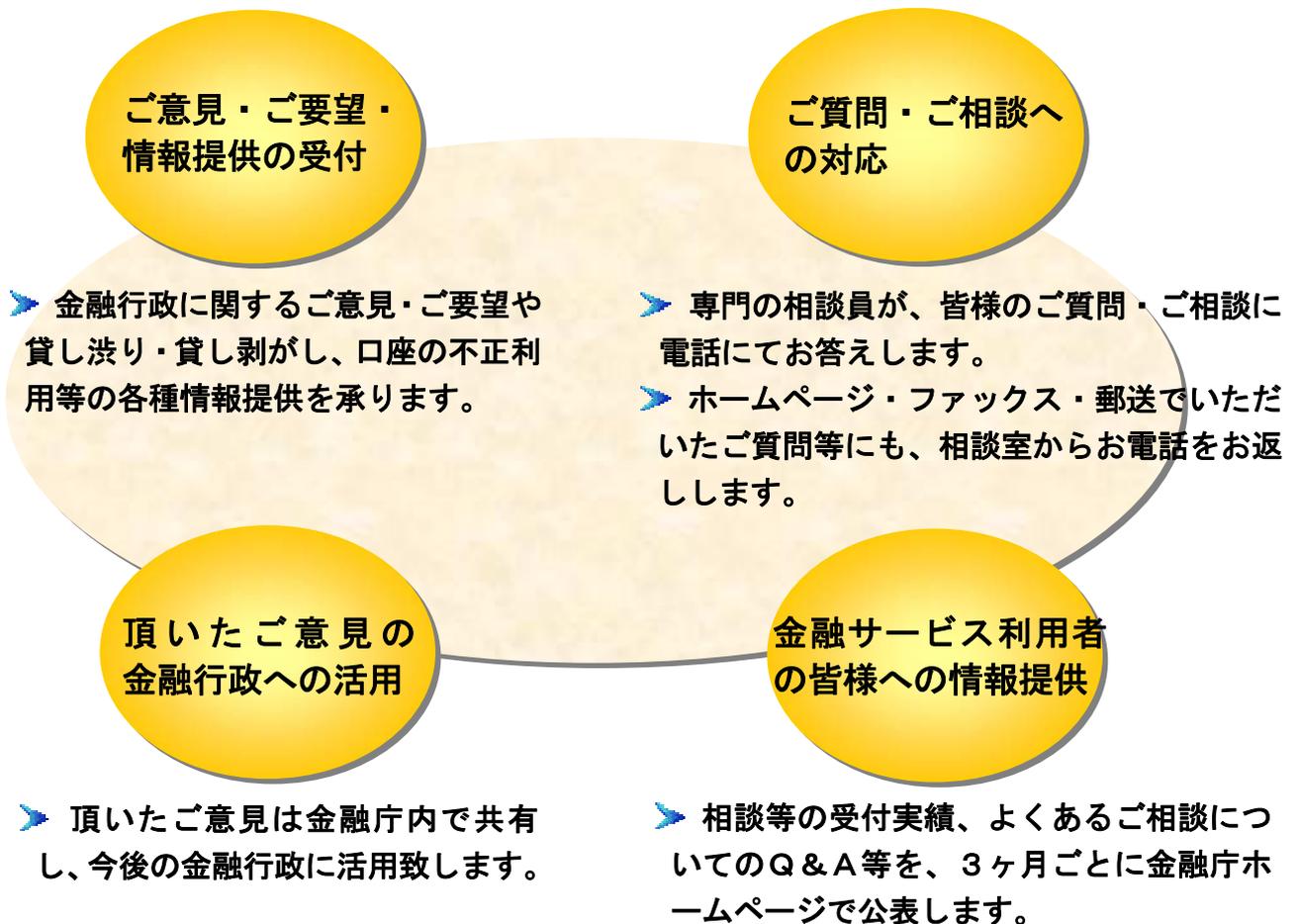


金融サービス利用者相談室

皆様の「声」をお寄せください！

金融庁では、利用者の皆様からの声にワン・ストップで対応する「金融サービス利用者相談室」を設置しています。

◆ 相談室が提供する 4 つのサービス



- ご留意事項 -

- ▶ 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。
- ▶ ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、予めご了承下さい。

裏面もご覧下さい

◆ 相談室へのアクセス方法

お電話での受付

- 受付時間： 平日10:00～16:00
- 電話番号： 03-5251-6811
- 受付の流れ：

▶ 上記番号にダイヤル（内容に応じて、番号をプッシュして下さい。）

- ① 預金・融資等に関するご相談
- ② 投資商品・証券市場制度・取引所等に関するご相談
- ③ 保険商品・保険制度等に関するご相談
- ④ 貸金等に関するご相談
- ⑤ 金融行政一般・その他に関するご相談

▶ 相談内容に応じて専門の相談員が対応致します。

ホームページでの受付

- 金融庁ホームページのトップページから相談室 WEB 受付窓口へ
(<http://www.fsa.go.jp>)
- ご意見・相談・情報提供等を24時間受け付けます。
- ご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より平日10:00～16:00の間に、お電話をお返し致します。
(注1) ご回答をお求めの場合には電話番号の記載をお忘れなく。
(注2) 「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもありますが、ご理解願います。お急ぎの方はお電話にてご連絡願います。

ファックスでの受付

- ファックス番号：03-3506-6699
- ご意見・相談・情報提供等を24時間受け付けます。
- ご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より平日10:00～16:00の間に、お電話をお返し致します。
- その他、相談室では郵便でもご意見・ご質問等を受け付けております。
〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館
金融庁 金融サービス利用者相談室 宛
(注1) ご回答をお求めの場合には電話番号の記載をお忘れなく。
(注2) 「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもありますが、ご理解願います。お急ぎの方はお電話にてご連絡願います。



金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表
(平成18年4月1日～19年3月31日)

【四半期公表】

平成18年4月1日～6月30日・・・18年7月31日公表(第4回)

平成18年7月1日～9月30日・・・18年10月31日公表(第5回)

平成18年10月1日～12月31日・・・19年1月31日公表(第6回)

平成19年1月1日～3月31日・・・19年4月27日公表(第7回)

1. 質問・相談等の類型別受付件数

区 分	18/4～6	18/7～9	18/10～12	19/1～3	18年度合計
質 問 ・ 相 談	9,625	9,336	10,045	9,482	38,488
意 見 ・ 要 望	3,276	3,245	2,090	1,650	10,261
情 報 提 供	887	742	636	600	2,865
そ の 他	150	152	86	52	440
合 計	13,938	13,475	12,857	11,784	52,054

2. 質問・相談等の方法別受付件数

区 分	18/4～6	18/7～9	18/10～12	19/1～3	18年度合計
電 話	10,086	9,687	10,367	9,752	39,892
ホ ー ム ペ ー ジ	1,014	1,010	900	832	3,756
フ ァ ッ ク ス	235	200	201	126	762
手 紙	585	743	600	563	2,491
そ の 他	2,018	1,835	789	511	5,153
合 計	13,938	13,475	12,857	11,784	52,054

3. 質問・相談等の分野別受付件数

区 分	18/4～6	18/7～9	18/10～12	19/1～3	18年度合計
預 金 ・ 融 資 等	3,527	3,540	2,898	2,959	12,924
保 険 商 品 ・ 保 険 制 度 等	3,882	4,562	4,791	4,114	17,349
投 資 商 品 ・ 証 券 市 場 制 度 等	3,053	2,484	2,658	2,632	10,827
貸 金 等	1,915	2,339	2,161	1,859	8,274
金 融 行 政 一 般 ・ そ の 他	1,561	550	349	220	2,680
合 計	13,938	13,475	12,857	11,784	52,054

4. 分野別・要因別の相談等受付件数

○預金・融資等

(単位:件、%)

区分	預 金		融 資		そ の 他		合 計	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
4月～6月	764	21.7	1,023	29.0	1,740	49.3	3,527	100.0
7月～9月	800	22.6	918	25.9	1,822	51.5	3,540	100.0
10月～12月	666	23.0	891	30.7	1,341	46.3	2,898	100.0
1月～3月	706	23.9	843	28.5	1,410	47.7	2,959	100.0
18年度合計	2,936	22.7	3,675	28.4	6,313	48.8	12,924	100.0

○保険商品等

(単位:件、%)

区分	生 命 保 険		損 害 保 険		そ の 他		合 計	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
4月～6月	1,030	26.5	2,210	56.9	642	16.5	3,882	100.0
7月～9月	1,336	29.3	2,570	56.3	656	14.4	4,562	100.0
10月～12月	1,253	26.2	2,595	54.2	943	19.7	4,791	100.0
1月～3月	1,141	27.7	2,134	51.9	839	20.4	4,114	100.0
18年度合計	4,760	27.4	9,509	54.8	3,080	17.8	17,349	100.0

○投資商品等

(単位:件、%)

区分	証 券 会 社		企業内容等開示 関 係		未公開株関係		そ の 他		合 計	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
4月～6月	648	21.2	265	8.7	903	29.6	1,237	40.5	3,053	100.0
7月～9月	683	27.5	181	7.3	517	20.8	1,103	44.4	2,484	100.0
10月～12月	682	25.7	174	6.5	442	16.6	1,360	51.2	2,658	100.0
1月～3月	872	33.1	175	6.6	344	13.1	1,241	47.2	2,632	100.0
18年度合計	2,885	26.6	795	7.3	2,206	20.4	4,941	45.6	10,827	100.0

○貸金等

(単位:件)

区分	件 数
4月～6月	1,915
7月～9月	2,339
10月～12月	2,161
1月～3月	1,859
18年度合計	8,274

○金融行政一般・その他

(単位:件)

区分	件 数
4月～6月	1,561
7月～9月	550
10月～12月	349
1月～3月	220
18年度合計	2,680

金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
13年1月	<ul style="list-style-type: none"> 中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入 「政策評価に関する標準的ガイドライン」策定（13年1月政策評価各府省連絡会議了承） 	
3月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価の実施要領」策定（13年3月28日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定（13年法律第86号） 	
10月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成13事務年度の政策評価の運営方針」策定（13年10月31日）
12月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する基本方針」（13年12月閣議決定） 	
14年4月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行（13年法律第86号） 	<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」策定（14年4月1日） 「事後評価の実施計画」（計画期間14年4月～6月末）策定（14年4月1日）
14年7月		<ul style="list-style-type: none"> 「事後評価の実施計画」（計画期間14年7月～15年6月末）策定（14年8月6日）
12月		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価（平成13年度実績評価）の実施、評価結果の公表（14年12月26日）
15年4月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成13年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（15年4月17日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
15年6月	・「政策評価結果の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(15年6月国会報告)	
15年7月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(15年7月1日) ・「平成15年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間15年7月～16年6月末)策定(15年7月1日)
8月		・政策評価(平成14年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(15年8月29日)
16年4月		・「平成14年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(16年4月23日)
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(16年6月国会報告)	
16年7月		・「平成16年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間16年7月～17年6月末)策定(16年7月7日)
8月		・政策評価(平成15年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(16年8月31日)
17年4月		・「平成15年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(17年4月27日)
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(17年6月国会報告)	
17年7月		・「平成17年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間17年7月～18年6月末)策定(17年7月26日)

	政府全体の動き	金融庁の動き
17年8月		・政策評価（平成16年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（17年8月31日）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価に関する基本方針の改定について」（17年12月閣議決定） ・「政策評価の実施に関するガイドライン」（17年12月政策評価各府省連絡会議了承） 	
18年4月		・「平成16年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（18年4月28日）
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（18年6月国会報告）	
18年7月		・「平成18年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間18年7月～19年6月末）策定（18年7月10日）
8月		・政策評価（平成17年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（18年8月31日）
19年3月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13年政令第323号）の一部改正（規制の事前評価の義務付け）	
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（19年6月国会報告）	・「平成17年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（19年6月14日）

政策評価に関する有識者会議メンバー

平成19年7月1日現在

	翁 百合	(株)日本総合研究所理事
座 長	片田 哲也	(株)小松製作所顧問
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	関 哲夫	新日本製鐵(株)常任監査役
	田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	富田 俊基	中央大学法学部教授
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授

[計 7 名]

(敬称略・五十音順)